

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

上吉妻

(1/1)



2026/08/17 09:10 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000127640
地図番号	F22-1	筆界特定	余白		
所 在	春日部市上古妻字根水				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1271番42	宅地	200:08		1271番27から分筆 〔昭和57年9月3日〕	
余白	余白	188:56		③1271番42、1271番44に分筆 〔昭和58年1月20日〕	
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	
			:		
			:		



2026/08/17 09:20 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000127642
地図番号	F22-1	筆界特定	余白		
所 在	春日部市上古妻字根水				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1271番44	宅地	11:52		1271番42から分筆 〔昭和58年1月20日〕	
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	



2026/08/17 09:22 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)			調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000127673
地図番号	余 白		筆界特定	余 白		
所 在	春日部市上古妻字根水					余 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ² 原因及びその日付〔登記の日付〕			
1271番76	宅地	4:89	1271番27から分筆〔平成9年10月15日〕			
余 白	余 白	余 白	:	:	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年1月26日



2026/08/17 09:25 現在の情報です。

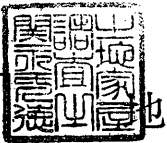
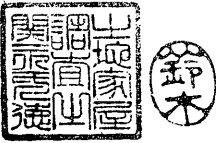
表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000127674
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所 在	春日部市上古妻字根水				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1271番77	宅地		1:74 :	1271番40から分筆 〔平成9年10月15日〕	
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	



2026/08/17 09:18 現在の情報です。

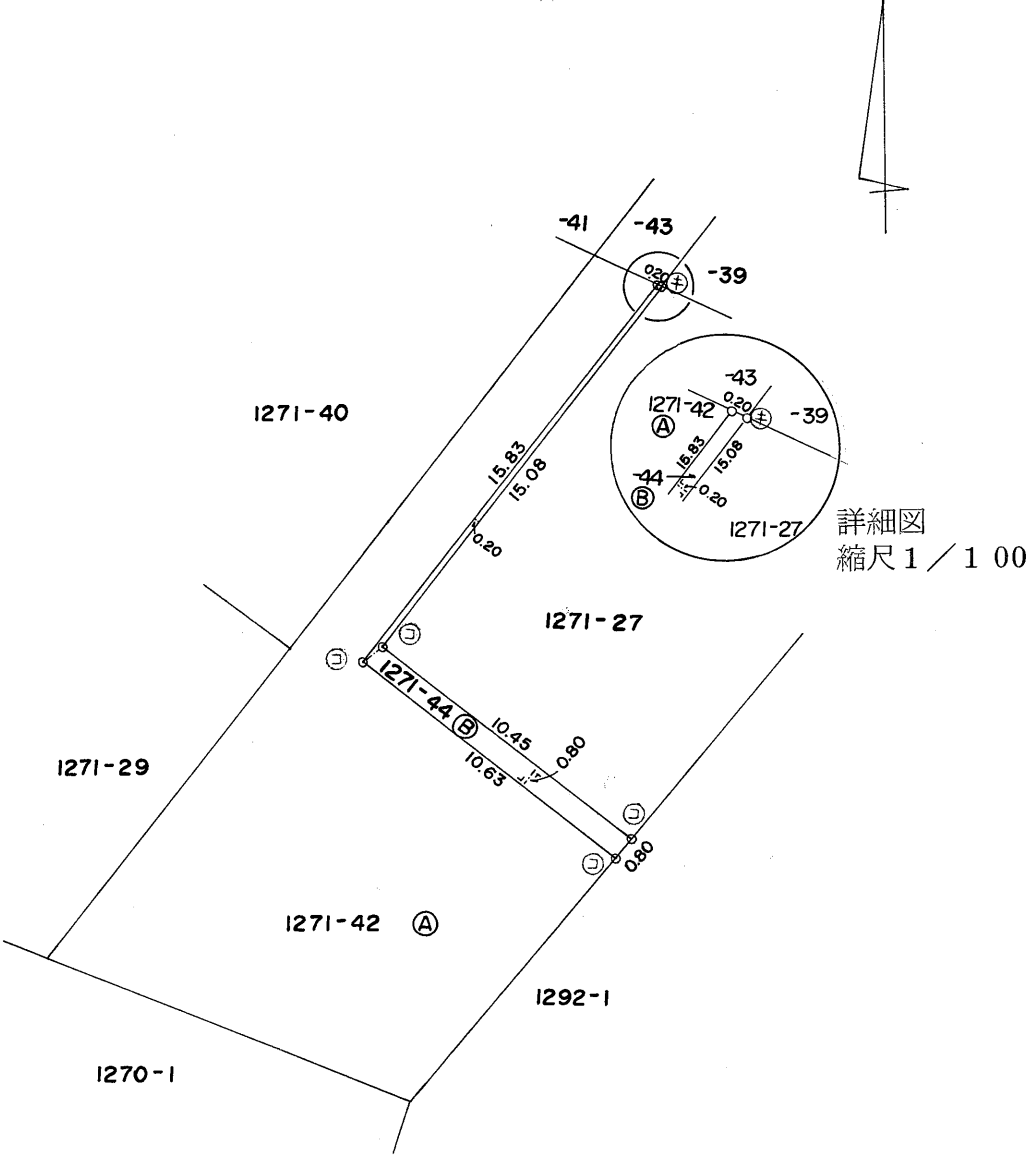
表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年1月26日	不動産番号	0315000127683
地図番号	F22-1	筆界特定	余白		
所 在	春日部市上古妻字根水				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1292番1	田	62:		余白	
余白	余白	103:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和52年11月17日〕	
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年1月26日	

3119690



S 58.1.20

地番	1271-44, -42
土地の所在	北葛飾郡庄和町大字上吉妻字根水 春日部市



地積計算表

1271-44 (B)	$(10.63 + 10.45) \times 0.80 \times \frac{1}{2}$	8.4320
	$(15.83 + 15.08) \times 0.20 \times \frac{1}{2}$	3.0910
	合計	11.5230 m ²
1271-42 (A)	200.0880 - (B)	188.5650 m ²

凡例	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
	④	石杭	⑦	プラスチック杭		
	⑤	コンクリート杭	⑧	金属杭		
	⑥	金属釘	⑨	刻		

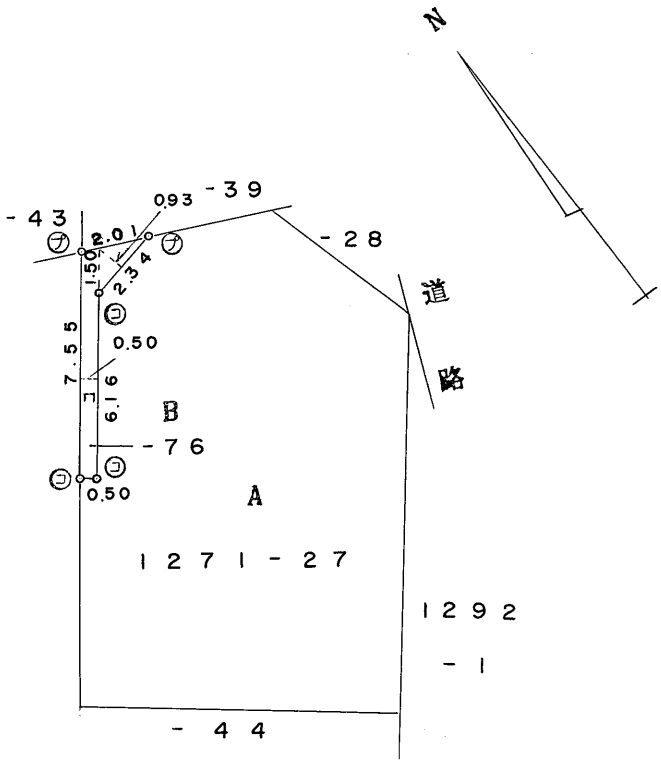
作製者	南埼玉郡宮代町字金塚番地 土地家屋調査士 関 永 一 徳 (昭和58年1月14日作製)
-----	--

申請人	縮尺 1/250
-----	----------

3119706



地番	1271-76 -27
土地の所在	埼玉県北葛飾郡庄和町大字上吉妻字根水 春日部市



求積

B
1271-76

$$\begin{array}{r} 0.50 \times (7.55 + 7.66) \times \frac{1}{2} = 3.8025 \\ 2.34 \times 0.93 \times \frac{1}{2} = 1.0881 \\ \hline 4.8906 \text{ m}^2 \end{array}$$

A
1271-27

$$166.60 - 4.89 = 161.71 \text{ m}^2$$

凡例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	㊦	石杭	㊧	プラスチック杭		
	㊨	コンクリート杭	㊩	金属杭		
	㊬	金属鉋	㊭	刻印		

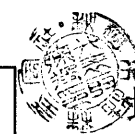
作製者	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽1245番地 土地家屋調査士 田口政行 (平成9年10月5日作製)
-----	--

申請人	秋田木材株式会社 代表取締役 島村均	縮尺	1/250
-----	-----------------------	----	-------

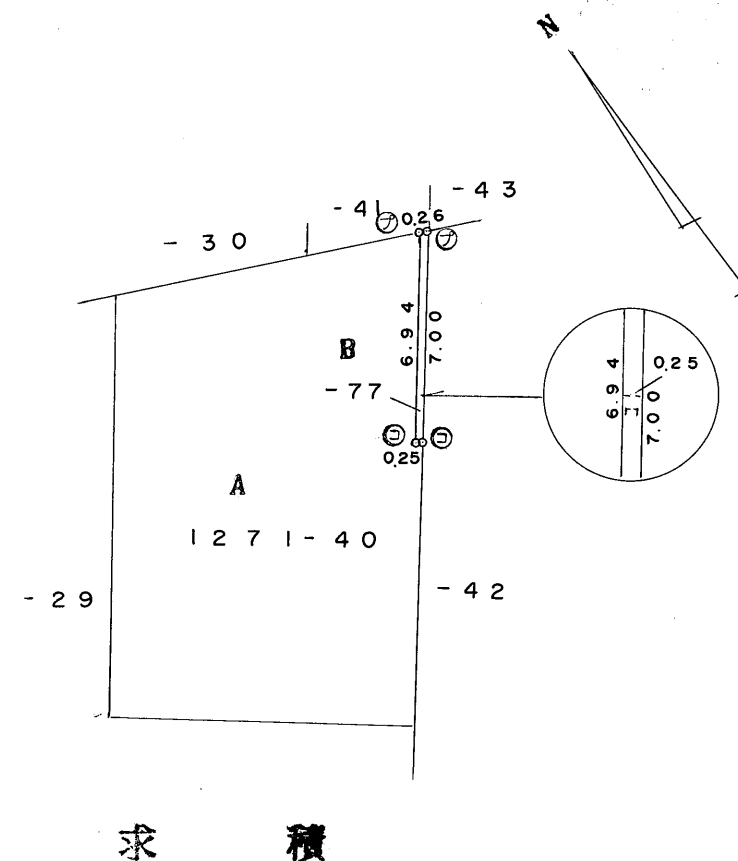
3119707



地番	1271-77
土地の所在	埼玉県北葛飾郡庄和野大字上吉妻字根水 春日部市



地積測量図



求積

B

1271-77

$$0.25 \times (7.00 + 6.94) \times \frac{1}{2} = 1.7425 \text{ m}^2$$

A

1271-40

$$152.38 - 1.74 = 150.64 \text{ m}^2$$

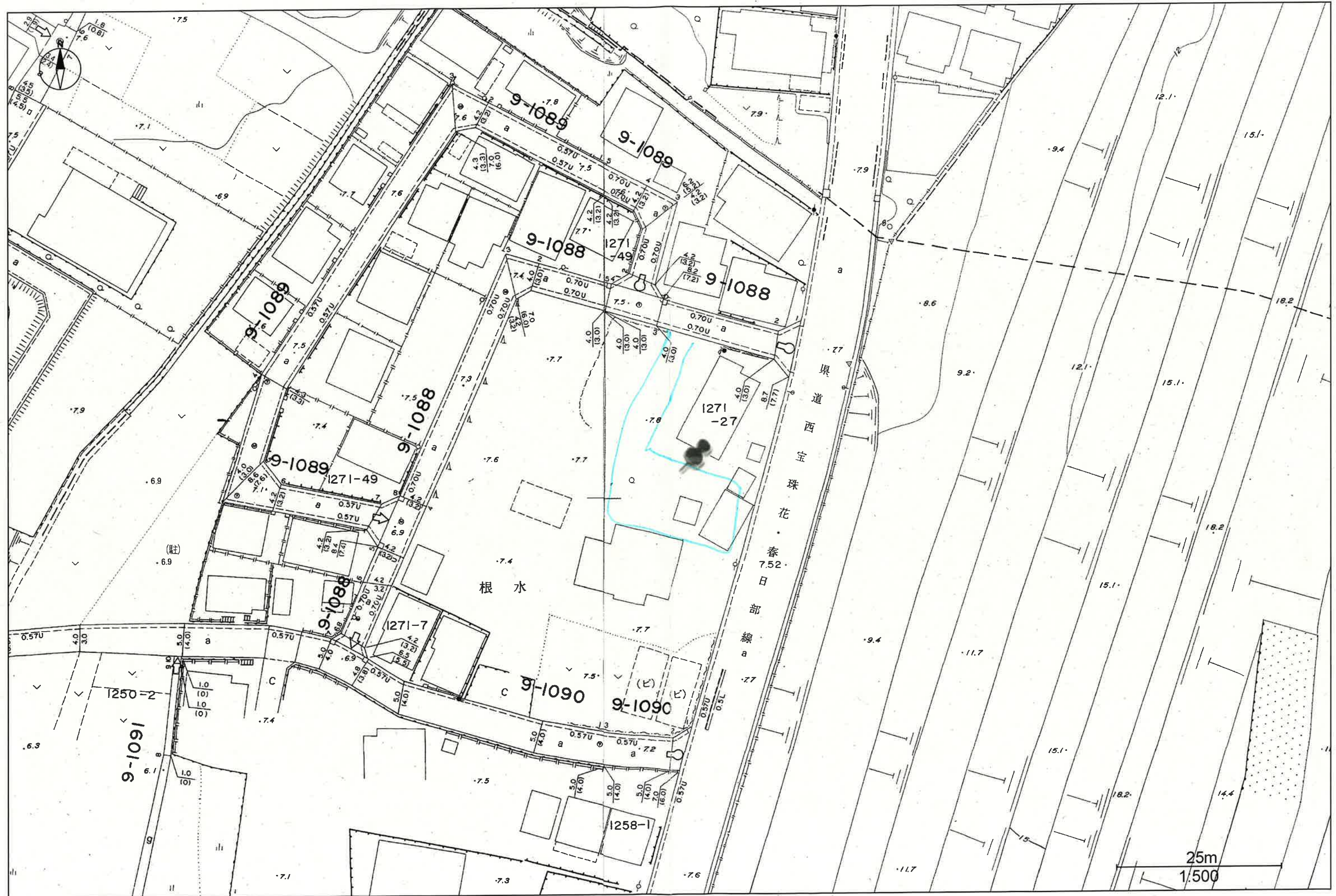
凡例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	㊦	石杭	㊧	プラスチック杭		
	㊨	コンクリート杭	㊩	金属杭		
	㊪	金属鉋	㊫	刻印		

作製者	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽1245番地 土地家屋調査士 田口政行	(平成9年10月5日作製)
-----	--------------------------------------	---------------

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

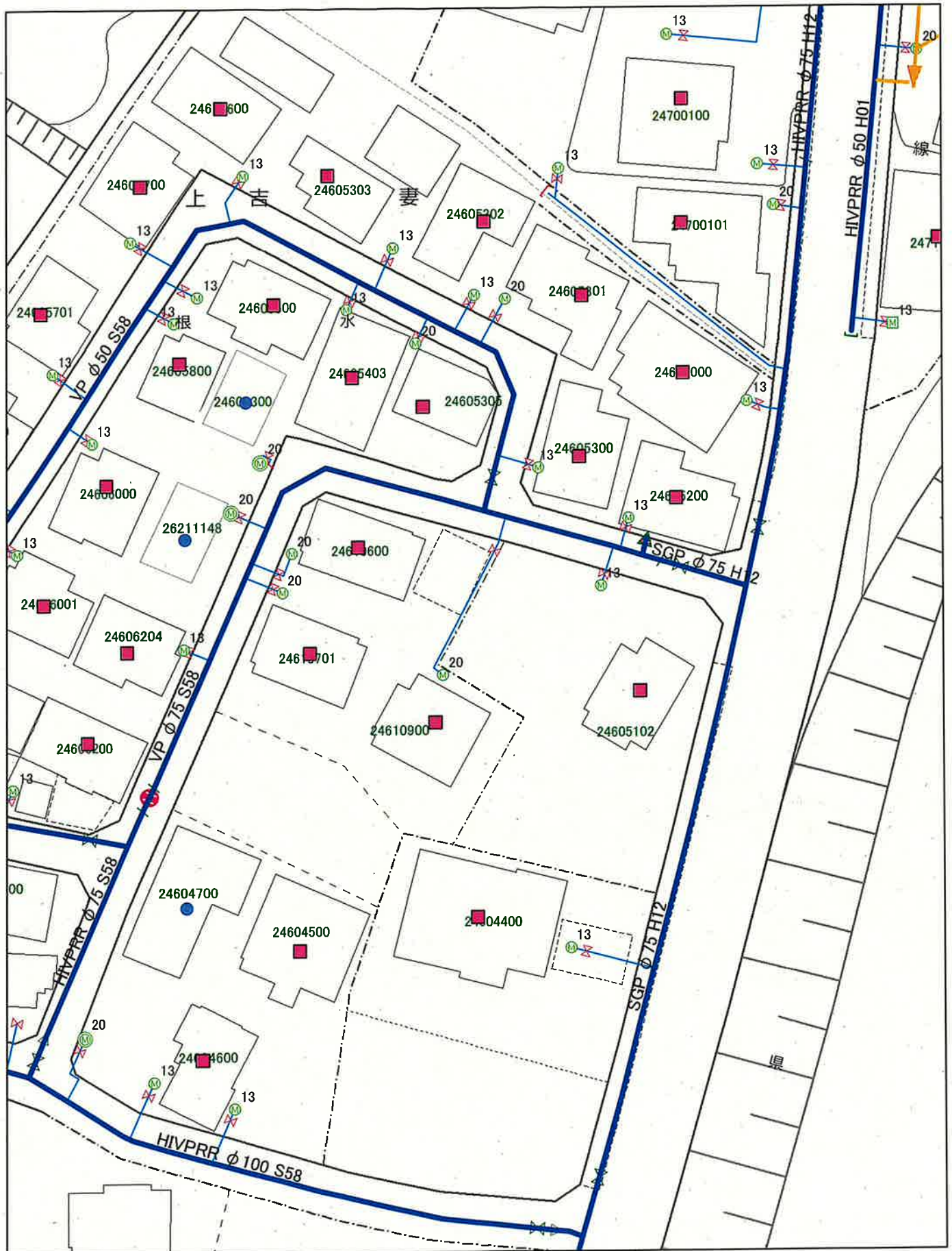
申請人	秋田木材株式会社 代表取締役 島村 均	縮尺	1/250
-----	------------------------	----	-------





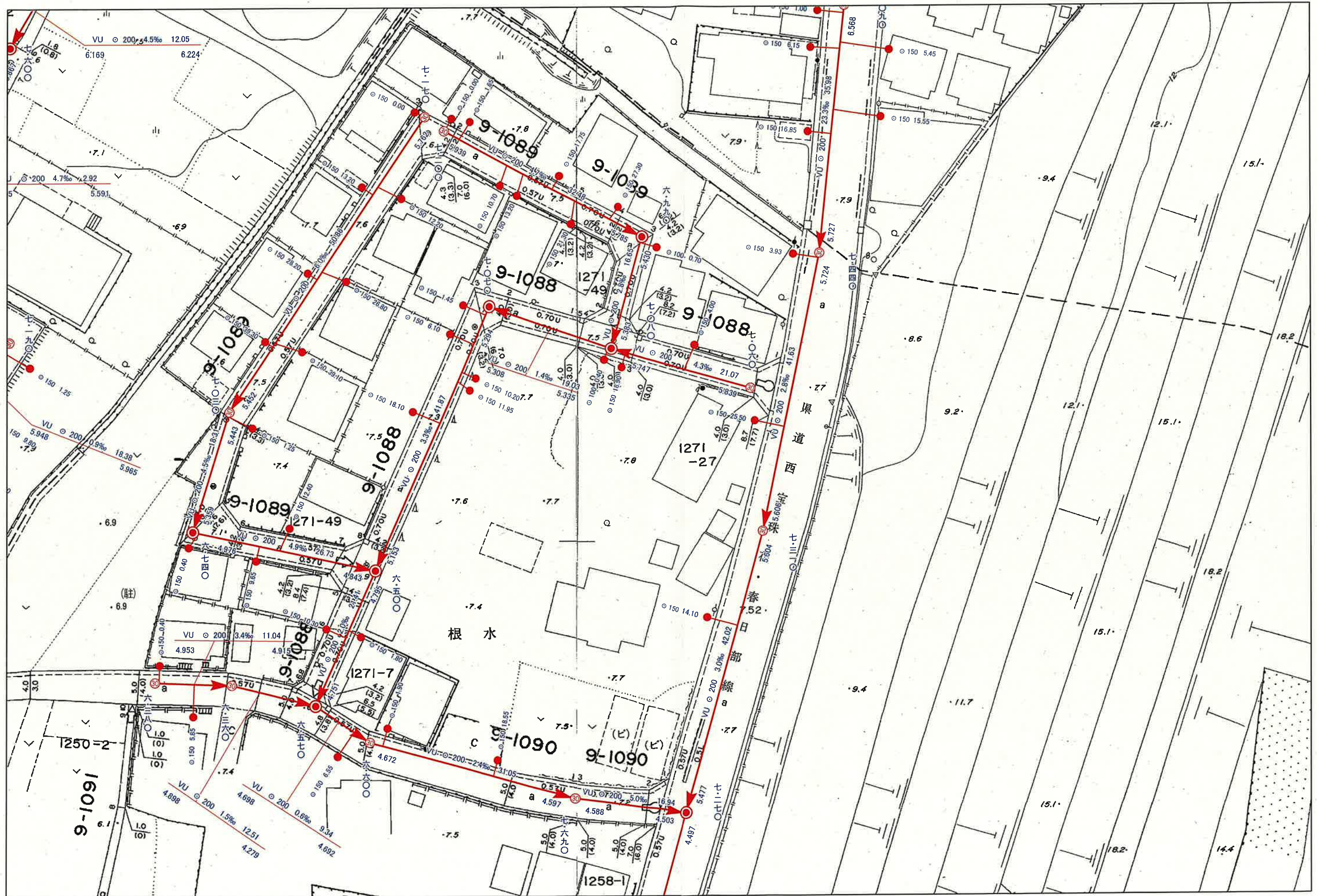
この図面は現況での道路区域を示しているものです。また、図面において現況が変わっているところもありますので、現地を確認してください。詳細については、建設部道路管理課に問い合わせ下さい。

水道配管台帳図



この図面は参考図です。詳細な位置については、試験掘等による現地確認をお願いします。
 図中には、個人情報が含まれておりますので、取り扱いにご注意ください。

春日部市公共下水道台帳(写)



この図面は公共下水道の参考図です。
公共樹やマンホールの位置などについては現地で確認してください。

施設管理課

1/500

0 5 10 20 30 40 m

出力: 2026年8月17日

市街化調整区域の建築形態規制

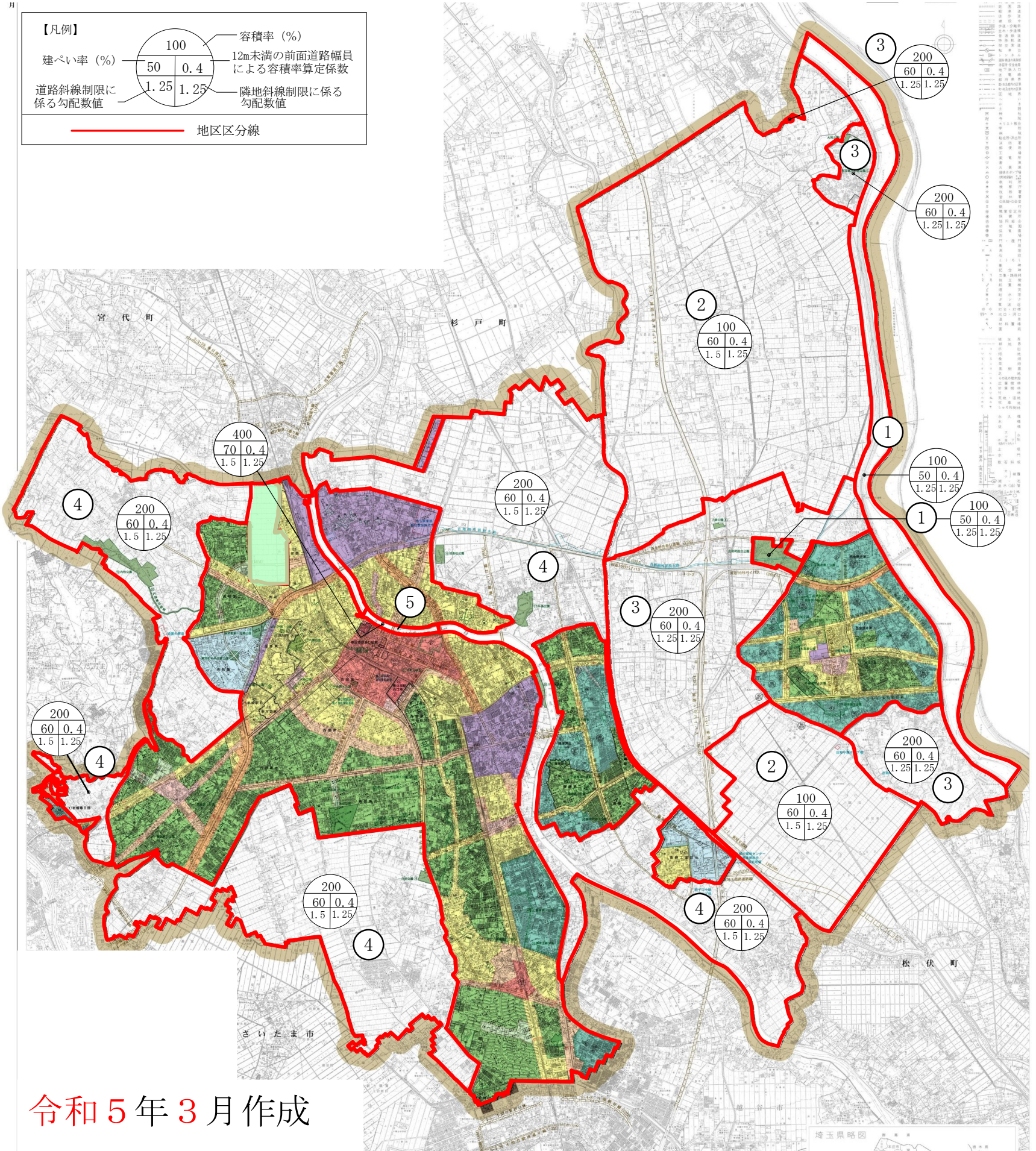
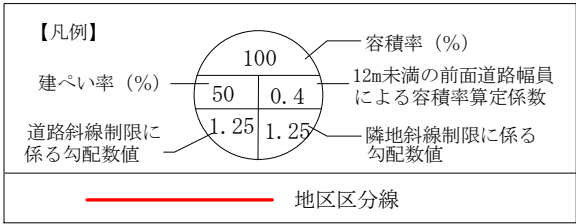
※市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として指定されています。
建築物を建築する際は都市計画法の許可等が必要となります。

春日部市では、建築基準法に基づき用途地域の指定のない区域における建築形態規制値を次のとおり指定しました。（平成18年8月29日施行）

区域	建ぺい率	容積率	前面道路による容積率算定係数	道路斜線制限		隣地斜線制限
				勾配	適用距離	
①	50%	100%	0.4	∠1.25	20m※	20m +∠1.25
②	60%			∠1.5		
③	60%	200%		∠1.25		
④	60%	200%		∠1.5		
⑤	70%	400%		∠1.5	30m※	

※道路斜線制限の適用距離は、建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第9項の規定による容積率に応じて、法別表第3（は）欄が適用されます。

区域	日影規制（対象建築物：高さが 10mを超える建築物）				
	規制される範囲 （敷地境界線からの水平距離）		（測定水平面） 平均地盤面 からの高さ	法別表第 4 （ろ）欄 4の項 イ又はロ	法別表第 4 （に）欄の 号
	5mを超え 10mの範囲	10mを 超える範囲			
①	4 時間以上	2.5 時間以上	4m	□	（2）
②					
③・④	5 時間以上	3 時間以上			
⑤	制限なし				



令和5年3月作成

春日部市景観計画に 基づく届出の手引き

春日部市

本書のねらいと構成

春日部市では、「春日部市景観計画（春日部市告示平成25年3月29日第172号以下「景観計画」という。）」及び「春日部市景観条例（平成24年条例第40号。以下「景観条例」という。）」に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び物件の堆積を行う行為者に届出等を行っていただくことにより優れた景観の形成への誘導を行います。

届出等にあたっては、景観計画に規定されている景観形成基準に適合するように、大規模行為建築物等景観形成ガイドライン及び公共事業景観形成ガイドラインを参考に建築物や工作物（以下「建築物等」という。）、開発行為、物件の堆積の計画・設計を行わなければなりません。本書では、届出等の手順やその届出書等について解説します。

[本書の構成]

第1章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

この章では、景観行政団体である春日部市が景観法第8条に基づき定めた「景観計画」のうち、届出をする際に必要な内容を示しています。

第2章 景観計画に基づく届出等の手順

この章では、事前協議の申出や行為の届出など、行為を行うにあたって必要となる届出等の種類、手順及び届出書等について示しています。

目次

第1章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 協議及び届出対象行為.....	1
2. 適用除外.....	2
3. 特定届出対象行為.....	2
4. 景観形成基準.....	2

第2章 景観計画に基づく届出等の手順

1. 届出等の手続き.....	5
（1）事前相談・協議.....	5
（2）行為の届出・完了届.....	6
2. 提出する届出書等.....	7
（1）建築物の建築等・工作物の建設等に関する届出書等.....	7
（2）開発行為に関する届出書等.....	8
（3）物件の堆積に関する届出書等.....	9
3. 提出先及び問い合わせ先.....	9

巻末資料

様式第9号 景観計画区域内における行為の協議申出書.....	10
様式第11号 景観計画区域内における行為の届出書.....	12
様式第12号 景観計画区域内における行為の変更届出書.....	14
様式第19号 完了（中止）届出書.....	15
景観形成配慮事項説明書.....	16

第1章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 協議及び届出対象行為

景観計画に定める景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の大規模建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び物件の堆積（届出対象行為）を行おうとする場合は、表1の協議及び届出対象行為と規模に応じ協議及び届出が必要となります。

表1 協議及び届出対象行為と規模

種 別		対象規模	対象行為
建築物の建築等	第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超えるもの、地階を除く階数が3以上のもの、敷地面積が	・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
	第二種低層住居専用地域	1,000 m ² を超えるもの又は建築面積が500 m ² を超えるもの。ただし、3階建以下の専用住宅は除く	
	市街化調整区域		
	商業地域 工業地域 工業専用地域	高さが15mを超えるもの、地階を除く階数が6以上のもの又は建築面積が1,000 m ² を超えるもの	
	その他の用途地域	高さが10mを超えるもの又は建築面積が1,000 m ² を超えるもの	
工作物の建設等	工作物	高さが15mを超えるもの	・工作物の新設、増築、改築若しくは移転 ・外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
	高架道路、高架鉄道 その他これらに類する工作物	高さが5mを超えるもの	
	橋、横断歩道橋その他これらに類する工作物	延長が10mを超えるもの	
開発行為		面積が3000 m ² 以上の開発行為	開発行為(都市計画法 第4条第12項に規定する開発行為)
物件の堆積		屋外において行う廃棄物、再生資源、コンテナ、その他の物件の堆積であって、当該堆積に係る土地の面積が500 m ² を超え、かつ堆積高さが1.5mを超えるもの	物品の集積又は貯蔵

2. 適用除外

次に掲げるものは、届出対象行為から除外します。

①通常の利用行為、軽易な行為その他の行為

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等

②法令等による義務の履行として行う行為

③非常災害のため必要な応急措置として行う行為

④「春日部市土砂のたい積の規制に関する条例」に規定する土砂の堆積

【埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く）】

3. 特定届出対象行為

届出対象行為のうち、以下のものを特定届出対象行為とします。特定届出行為については、景観計画に定める景観形成基準（形態意匠）に適合しない場合は、変更命令等を行う場合があります。

- ・ 建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

4. 景観形成基準

春日部市に共通する景観形成基準を表2に定めます。この景観形成基準は、建築物の規模やデザイン、広告物の掲出方法などについて基準を設けており、助言指導等を行う場合の判断基準となるものです。

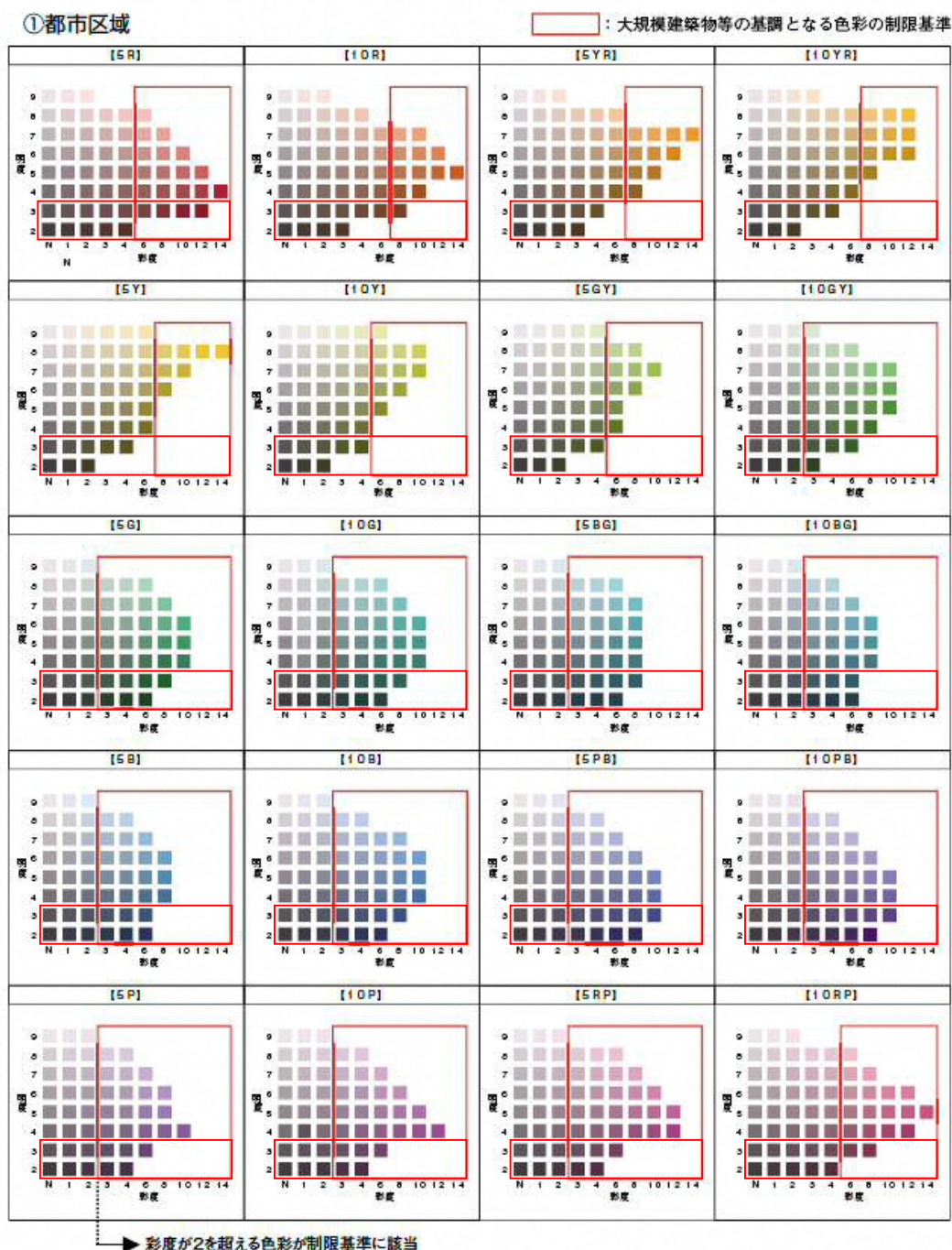
表 2 景観形成基準

項 目	景観形成基準
敷地の計画	☐ 造成等土地の区画形質の変更を行う場合は、既存の地形、樹林、水辺等を活用し、周辺になじむようにする。 ☐ 駐車場は、路面が露出しないような配置とし、植栽や緑化舗装等で修景を行う。 ☐ 周辺の景観資源（歴史的環境、緑、水辺など）を考慮するとともに、周辺からの見え方に配慮する。
建築物等の壁面の位置	☐ 周辺と調和した壁面の位置とする。セットバックしてオープンスペースを単に作るだけでなく、街並みとして連続させる必要がある場合などは、壁面線をそろえたり、コーナーや部分的に凹凸を付けるなど、通りの性格に合わせた壁面の位置とする。
建築物等の形態及び意匠	☐ 周辺の街並みと調和した形態やボリュームとする。 ☐ 通り景観に対して圧迫感のないよう、分節化等の軽減策を講じる。 ☐ 外壁や屋根の素材は、周辺と調和する素材とする。
建築物の付属物及び屋外設備	☐ 屋外階段は、建築物本体土地と調和した構造、形態、素材、色彩とする。 ☐ 付属施設は周辺の通りから目立たないように配置し、必要に応じて植栽やルーバー等で修景を行う。
工作物	☐ 建築物のデザインに調和させ、周辺に与える突出感や違和感を軽減させるものとする。
敷地の境界部及び緑化	☐ 隣接地との関係に配慮し、ゆとりと潤いのあるオープンスペースの創出を図る。 ☐ 通りから見える緑被率を高める工夫を行う。
広告物	☐ 屋外広告物は、周辺景観と調和した位置、大きさ、デザインとし、できるだけ集約する。 ☐ 駅周辺は、広告物が街並みの魅力を高めるような質の高いデザインとする。 ☐ 高層の屋上広告はできるだけ避け、建物のスカイラインやシルエットを重視する。 ☐ 主要幹線道路沿いの屋外広告は、周辺の住宅環境に影響を及ぼさないような表示、掲出とする。 ☐ 歴史的景観や自然的景観を有する地区では、それらの景観資源に特段に配慮した表示、掲出とする。 ☐ 動光サイン、点滅サイン、液晶サインは中高層階及び屋上において、できるだけ設置を避ける。
色彩	☐ 建築物の外壁及び屋根、又は工作物の外装には、別表に掲げる色彩を使用しないものとする。なお、石、木、土の素材を使用する場合を除く。
屋外照明	☐ 商業地域を除いて、点滅する光源は使用しない。 ☐ 屋外照明は、周辺環境に調和した光色や配光とし、不快とならないようグレア（まぶしさ）対策を図るものとする。
物件の堆積	☐ 堆積の高さは3 mを超えないようにすること。 ☐ 堆積物のある敷地境界部は、緑化等で修景を図り、堆積物を敷地境界から1 m以上離すこと。 ☐ 堆積物の色彩は、建築物・工作物の色彩基準を適用し、各立面につき、当該面積の1／5以内の範囲であれば、基準は適用しない。

別表 色彩基準（日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値）

色 相	明 度	彩 度
7. 5 R（赤）～7. 5 Y（黄）	3 以下	6 を超える
7. 5 R P（紫）～7. 5 R（赤） （7. 5 R は含まない） 7. 5 Y（黄）～7. 5 G Y（黄緑） （7. 5 Y は含まない）	3 以下	4 を超える
7. 5 G Y（黄緑）～7. 5 R P（紫） （7. 5 G Y 及び 7. 5 R P は含まない）	3 以下	2 を超える

色彩基準として定められた色相（以下の表において、赤枠で囲まれた範囲）は、建築物等の各立面の面積の5分の1を超えて使用できません。



出典：埼玉県景観計画（別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準 ①都市区域）

第2章 景観計画に基づく届出等の手順

1. 届出等の手続き

届出対象行為となる建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び物件の堆積を行う場合は、以下の流れで届出等を行ってください。

届出対象行為は、計画・設計の変更が可能な早い段階で事前相談、行為の届出の30日前までに協議を行い、景観計画に定める景観形成基準等に適合させてください。その後、行為の着手の30日前までに行為の届出を行ってください。

※建築確認申請又は開発許可申請（以下、「開発許可申請等」という。）を行う場合は、それらの申請日の前まで、かつ行為の着手の30日前までに行為の届出を行なって下さい。

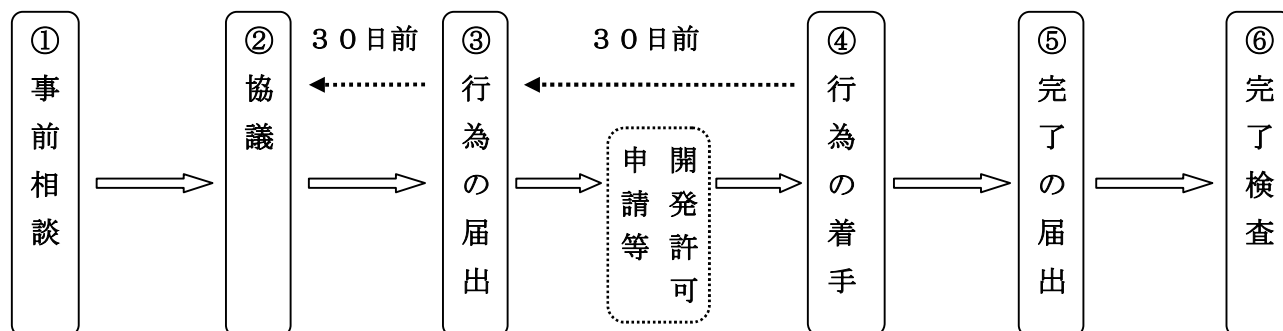
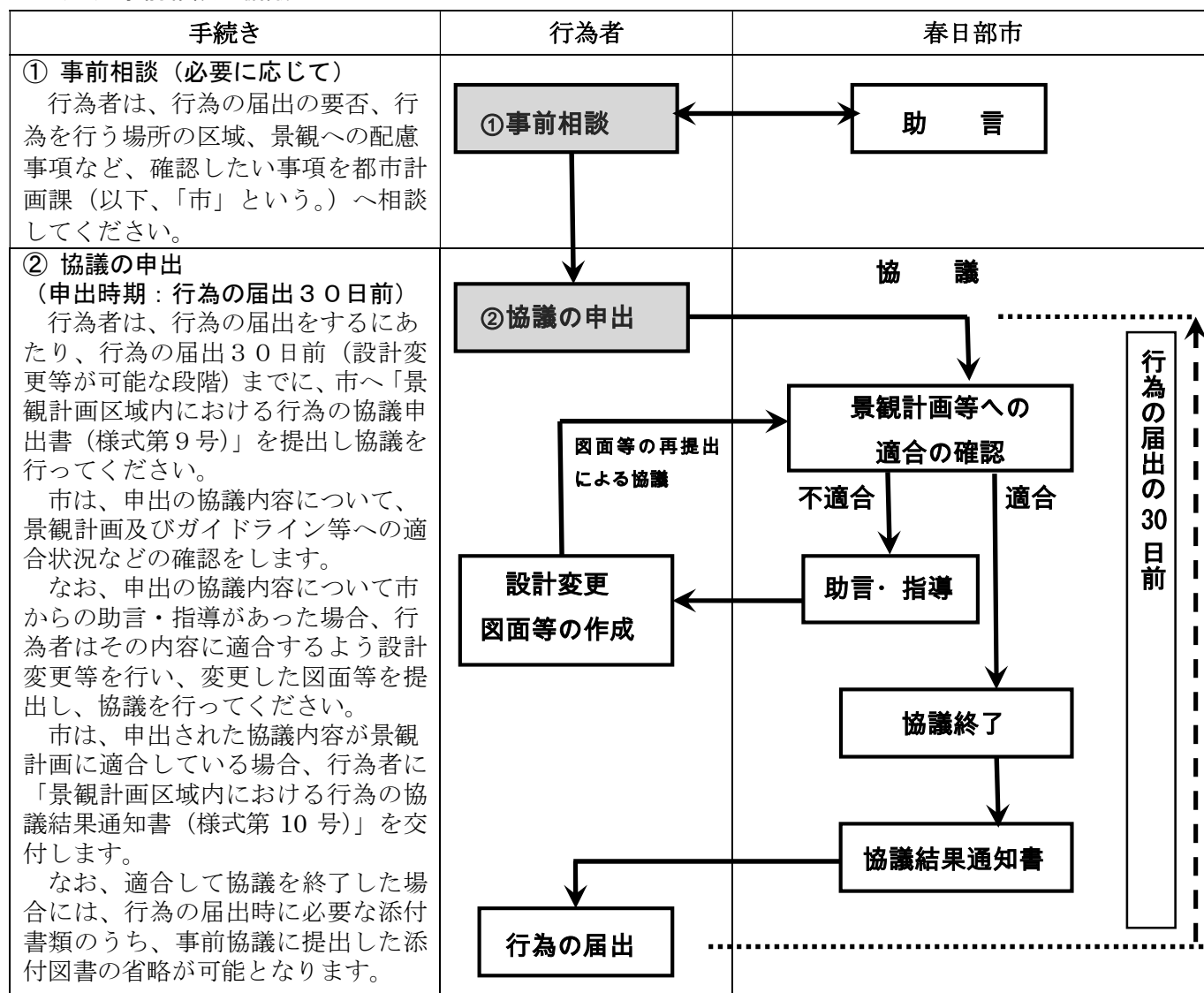
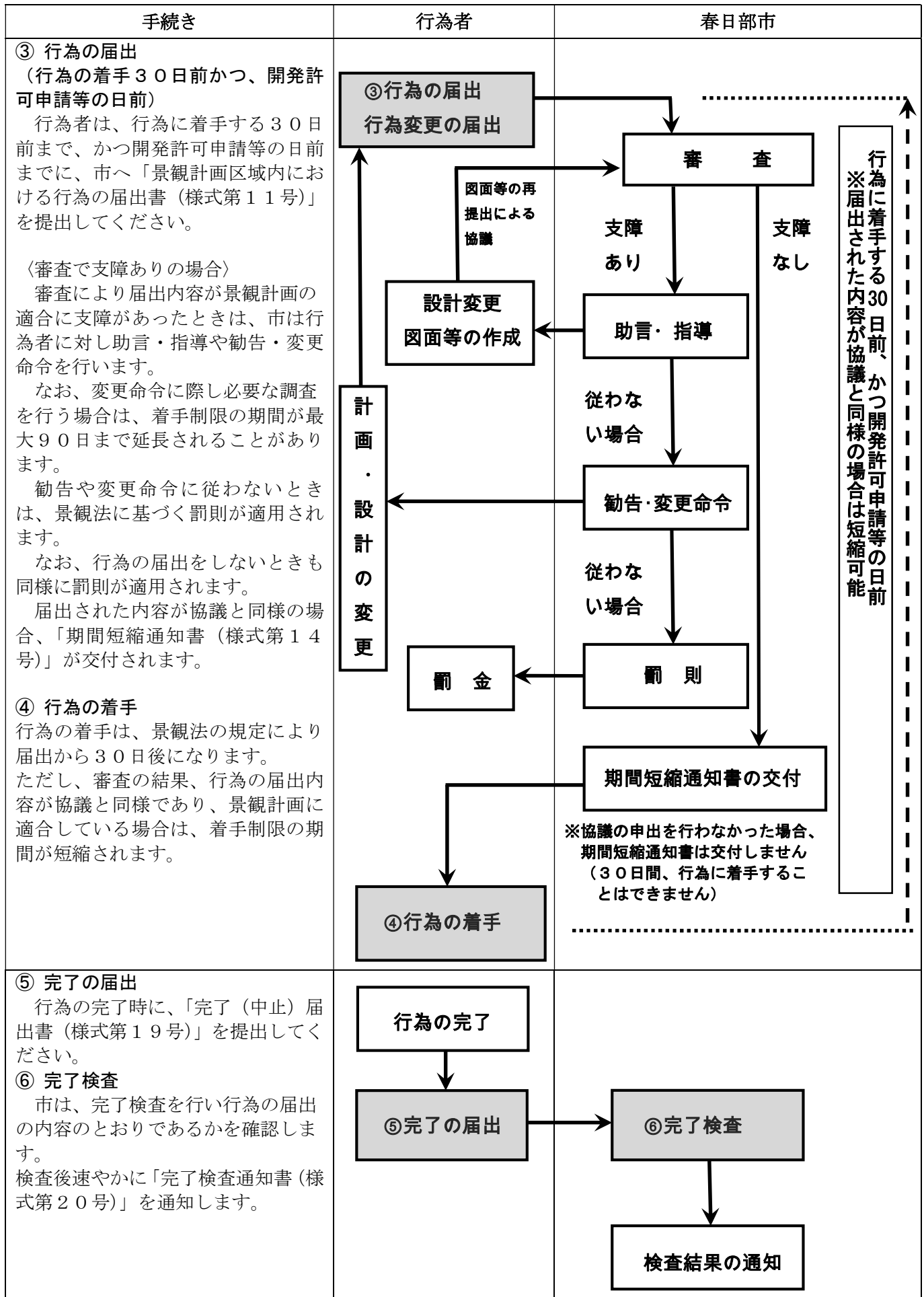


図 届出等の流れ

(1) 事前相談・協議



(2) 行為の届出・完了届



2. 提出する届出書等

届出にあたっては、以下の届出書及び添付図書を提出してください。

(1) 建築物の建築等・工作物の建設等に関する届出書等

届出等の種類 届出書名（様式）及び添付書類	添付図書		部数
	種類	図書に明示する内容	
協議の申出 協議申出書（様式第9号） 行為の届出 行為の届出書（様式第11号） 【協議の内容により添付図書①～⑥の省略が認められます。この場合、協議結果通知書の写しを添付してください】 行為の変更 行為の変更届出書（様式第12号） 添付書類 【変更に係る行為の箇所の変更前と変更後の図書のみを添付してください】 国の機関又は地方公共団体の行為の通知 行為の通知書（様式第13号）	①位置図 縮尺 1/2,500 以上	☐ 方位、道路、目標となる地物及び行為の場所	2部
	②配置図 縮尺 1/100 以上	☐ 方位 敷地境界線及び建築物又は工作物の位置 ☐ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ☐ 植栽樹木の位置、樹種及び樹高 ☐ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	③平面図 縮尺 1/100 以上	☐ 方位、間取り及び用途	
	④立面図（着色したもので2面以上） 縮尺 1/50 以上	☐ 寸法、開口部、附属設備及び軒の位置並びに形状 ☐ 外壁及び屋根の材料並びに色彩 ☐ 色彩は日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（「マンセル値」）で表示	
	⑤現況写真	☐ 行為地及び周辺の現況カラー写真 2方向以上 ・複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。	
	⑥景観形成配慮事項説明書	☐ 景観への配慮事項	
	⑦委任状	☐ 届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること	
完了の届出 完了（中止）届出書（様式第19号）	○完成写真	☐ 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真	1部
中止の届出 完了（中止）届出書（様式第19号）		☐ 届出の副本 ※中止の決定後、速やかに届出すること	

(2) 開発行為に関する届出書等

届出等の種類 届出書名（様式）及び添付書類	添付図書		部 数
	種類	図書に明示する内容	
協議の申出 協議申出書（様式第9号） 行為の届出 行為の届出書（様式第11号） 【協議の内容により添付図書①～⑤の省略が認められます。この場合、協議結果通知書の写しを添付してください】 行為の変更 行為の変更届出書（様式第12号） ・添付書類 【変更に係る行為の箇所の変更前と変更後の図書のみを添付してください】 国の機関又は地方公共団体の行為の通知 行為の通知書（様式第13号）	①位置図 縮尺 1/2,500 以上	☐ 方位、道路、目標となる地物及び行為の場所	2 部
	②付近現況図 縮尺 1/100 以上	☐ 方位、敷地境界線及び建築物又は工作物の位置 ☐ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ☐ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	③現況写真	☐ 行為地及び周辺の現況カラー写真 2 方向以上 ・複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。	
	④計画図 縮尺 1/100 以上	☐ 方位、敷地境界線及び区画割 ☐ 植栽樹木の位置、樹種及び樹高	
	⑤景観形成配慮事項説明書	☐ 景観への配慮事項	
	⑥委任状	☐ 届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること	
完了の届出 完了（中止）届出書（様式第19号）	○完成写真	☐ 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真	1 部
中止の届出 完了（中止）届出書（様式第19号）		☐ 届出の副本 ※中止の決定後、速やかに届出すること	

(3) 物件の堆積に関する届出書等

届出等の種類 届出書名(様式)及び添付書類	添付図書		部 数
	種類	図書に明示する内容	
協議の申出 協議申出書(様式第9号) 行為の届出 行為の届出書(様式第11号) [協議の内容により添付図書①～⑤の省略が認められます。この場合、協議結果通知書の写しを添付してください] 行為の変更 行為の変更届出書(様式第12号) ・添付書類 【変更に係る行為の箇所の変更前と変更後の図書のみを添付してください】 国の機関又は地方公共団体の行為の通知 行為の通知書(様式第13号)	①位置図 縮尺 1/2,500 以上	☐ 方位、道路、目標となる地物及び行為の場所	2 部
	②付近現況図 縮尺 1/100 以上	☐ 方位、敷地境界線及び建築物又は工作物の位置 ☐ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ☐ 現況写真の撮影の位置及び方向	
	③現況写真	☐ 行為地及び周辺の現況カラー写真 2 方向以上 ・複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるように撮った写真。	
	④計画図 縮尺 1/100 以上	☐ 方位及び敷地境界線 ☐ 堆積する位置、面積及び高さ ☐ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	⑤景観形成配慮事項説明書	☐ 景観への配慮事項	
	⑥委任状	☐ 届出等を代理人が代理して届出等する場合は「委任状」を添付すること	
完了の届出 完了(中止)届出書(様式第19号)	○完成写真	☐ 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示すカラー写真	1 部
中止の届出 完了(中止)届出書(様式第19号)		☐ 届出の副本 ※中止の決定後、速やかに届出すること	

3. 提出先及び問い合わせ先

〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地
 春日部市役所 都市整備部 都市計画課
 TEL 048-736-1111 (代表)
 FAX 048-736-1974

様式第9号（第10条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の協議申出書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

申出者 氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地・名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

春日部市景観条例第21条の規定により、必要な図書を添えて協議します。

行 為 の 場 所		春日部市	
行 為 の 種 類		☐ 建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更
		☐ 工 作 物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更
		☐ 開発行為 (3,000㎡以上)	
		☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
行 為 の 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
設 計 者	住 所 (所 在 地)		
	氏 名		
	電 話 番 号		
施 工 者	住 所 (所 在 地)		
	氏 名		
	電 話 番 号		
用途地域・市街化調整 区 域 の 区 分			
景観計画区域の区分		☐ 景観計画区域（景観計画重点地区を除く） ☐ 景観計画重点地区(地区名称)	

(裏)

行 為 の 内 容	建築物・ 工作物		届出部分		既存部分		合 計		
		建 築 面 積	m ²		m ²		m ²		
		延 べ 面 積	m ²		m ²		m ²		
		高 さ	m		m		—		
		構 造					—		
		敷 地 面 積	m ²		m ²		m ²		
		階 数	地上		階 地下		階		
		用 途							
		仕 上 材 料	壁 面						
			屋 根						
		色 彩 (マンセル 値を記入し てくださ い。)	壁 面	基調色					
	強調色								
	屋 根		屋根色						
	開 発 行 為	目 的							
		面 積							
	物 件 の 堆 積	目 的							
		堆積の高さ	m		敷地面積		m ²		
※ 助言又は指導の経緯(日付・内容)									
事務担当者									

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

申出者 氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地・名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

景観法第 16 条第 1 項の規定により、必要な図書を添えて届け出ます。

行 為 の 場 所	春日部市		
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更	
	☐ 工 作 物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕・模様替) ☐ 色彩の変更	
	☐ 開発行為（3,000㎡以上）		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
設 計 者	住 所 (所 在 地)		
	氏 名		
	電 話 番 号		
施 工 者	住 所 (所 在 地)		
	氏 名		
	電 話 番 号		
用途地域・市街化調整 区域の区分			
景観計画区域の区分	☐ 景観計画区域（景観計画重点地区を除く） ☐ 景観計画重点地区(地区名称)		

(裏)

行 為 の 内 容	建築物・ 工作物		届出部分		既存部分		合 計			
		建 築 面 積	m ²		m ²		m ²			
		延 べ 面 積	m ²		m ²		m ²			
		高 さ	m		m		—			
		構 造					—			
		敷 地 面 積	m ²		m ²		m ²			
		階 数	地上		階 地下		階			
		用 途								
		仕 上 材 料	壁 面							
			屋 根							
		色 彩 (マンセル 値を記入し てください。)	壁 面	基調色						
	強調色									
	屋 根		屋根色							
	開 発 行 為	目 的								
		面 積								
	物 件 の 堆 積	目 的								
		堆積の高さ	m		敷地面積		m ²			
協 議 結 果 通 知 書		年 月 日 第 号								
※ 助言又は指導の経緯(日付・内容)										
事務担当者										

様式第 1 2 号 (第 1 1 条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

提出者 氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地・名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

景観法第 1 6 条第 1 項の規定により届け出た行為について、内容を変更したいので同条第 2 項の規定により、必要な図書を添えて届け出ます。

景観計画区域内 における行為の届 出書の受付年月日	年 月 日 第 号
行 為 の 場 所	春日部市
景観計画区域の区 分	☐ 景観計画区域（景観計画重点地区を除く） ☐ 景観計画重点地区(地区名称)
変更行為の予定期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 内 容	
変更理由	
助言又は指導の経緯(日付・内容)	

様式第19号（第14条関係）

完了（中止）届出書

年 月 日

春日部市長 あて

住所

提出者 氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地・名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

春日部市景観条例第26条第1項の規定により届け出ます。

行 為 の 場 所	春日部市		
完了又は中止の年月日	年	月	日
景観法第16条第1項の規定 による行為の届出日	年	月	日
期間短縮通知書年月日 及び番号	年	月	日 第 号
景観法第16条第2項の規定 による行為の変更届出日	年	月	日
期間短縮通知書年月日 及び番号	年	月	日 第 号
行為を中止したときは その理由			
添 付 図 書 (中止の場合は不要)	☐ 完成写真 ☐ その他		

景観形成配慮事項説明書

基本的な考え方	春日部市全体からの視点	
	類型別都市景観形成の方針からの視点	
	周辺環境からの視点	
敷地の計画		
建築物	壁面の位置	
	外観のデザイン	
	屋外階段、バルコニー等	
	付属物	
工作物		
広告物及び広告物を掲示する物件		
外壁等の色彩・材料		
付属施設		
境界部		
緑化・植栽		

届出者	住所	
	氏名	
	電話番号	

景観形成配慮事項説明書（記入の方法）

基本的な考え方	春日部市全体からの視点	春日部市の中で敷地がどのような場所に位置しているか（中心部、周縁部など）を確認し、その場所にはどういう景観がふさわしいか考えて、今回の計画と敷地の基本的な関係をどう捉えたかを記入してください。
	類型別都市景観形成の方針からの視点	敷地がどのタイプに分類されるかを確認（住居系、商業・業務系、沿道利用系、工業系（大規模建築物等景観形成ガイドライン参照））し、タイプ別の景観特性にどう調和させたのかを記入してください。
	周辺環境からの視点	周辺にどのような景観的に重要な資源があるかを確認し、それらとの接続・調和にどう配慮したかを記入してください。 （例：公園、学校、文化財、自然等）
敷地の計画		敷地の条件や特性を調査して建物や外構の計画を立案したなど、敷地の持つ既存の特性や資源などをどう活用し、より良い景観の創出を心がけたかの配慮や経緯を具体的に記入してください。
建築物	壁面の位置	道路と壁面との間に一定のスペースを設けて建物の印象をやわらげるなど、どのように工夫したかを記入してください。
	外観のデザイン	勾配屋根を採用したとか、建物を雁行させたなど、建物の外観を決定した際にどのような配慮をしたかを具体的に記入してください。
	屋外階段、バルコニー等	屋外階段のデザインを躯体と一体化したとか、洗濯物や室外機が直接見えないようなバルコニーにしたなど、配慮した点を記入してください。
	付属物	建物に付属する高架水槽やキュービクル、冷暖房設備などについて目隠しするなど、景観上の配慮をどう行ったかを記入してください。
工作物		建物本体とは独立した構造物の配慮について記入してください。 例えば、煙突などの設置がある場合は、どのような景観的配慮が行われているかを記入してください。
広告物及び広告物を掲示する物件		袖看板や建物本体に広告物を掲出する予定がある場合は、広告物の大きさや色使いにどのような配慮をして決めたかを記入してください。 建物との調和や広告の統一を図ったなど具体的に記入してください。
外壁等の色彩・材料		外壁の素材や色彩を決定する際に、どのようなことを考えてその素材や色彩を選んだのかを記入してください。見栄えだけでなく褪色や汚れなどに配慮したなどということがあれば記入してください。
付属施設		ゴミ置場や自転車置場など建物本体とは独立した構造物について、どのような景観上の配慮が行われているかを記入してください。
境界部		無機質なフェンスの設置は控えて生垣を設置した、あるいはフェンスも色やグレードに気をつけて使用するものを決めたなど、境界部の処理をどのように行ったかを記入してください。
緑化・植栽		単に植栽を行うだけでなく見えやすいところに積極的に緑化した、中高木をポイント的に植えたなど、緑化を行うにあたって配慮した点などを記入してください。

届出者	住所	
	氏名	
	電話番号	

春日部市景観計画に基づく届出の手引き

平成25年7月発行

編集・発行 春日部市 都市整備部 都市計画課
〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地
TEL 048-736-1111（代表）
FAX 048-736-1974

農地法の規定による許可申請（第４・５条）必要書類一覧表

春日部市農業委員会事務局

４・５条許可申請（市街化調整区域）

チェック欄

【必要書類は正本が１通、副本が１通です。受付票・申請書・現場写真は必要数が違うので注意】

- | | |
|--|-------------------|
| (1) 受 付 票（窓口を用意してあります） | 1 通 |
| (2) 申 請 書 | 【４条】 3 通 【５条】 4 通 |
| (3) 理 由 書（資材置場の場合は、業務内容、取り扱い資材、必要性を明細に記入） | 2 通 |
| (4) 住民票・住居表示証明等（申請時点で３箇月以内のもの）★市民課 | 2 通 |
| ※申請者が市外に在住の場合、又は住所が土地登記全部事項証明書と異なる場合 | |
| (5) 法人登記簿謄本（申請時点で３箇月以内のもの）★法務局 | 2 通 |
| (6) 定 款（法人のみ） | 2 通 |
| (7) 土地登記全部事項証明書（申請時点で３箇月以内のもの）★法務局 | 2 通 |
| (8) 仮登記・抵当権抹消承諾書（又は同意書）及び印鑑証明書 | 2 通 |
| ※申請時点で３箇月以内のもの、承諾書又は同意書には実印を押印すること | |
| (9) 公図の写し（縮尺1/500～600、申請地を赤で囲む） | 2 通 |
| (10) 案 内 図（都市計画図【コピー可】1/25,000色刷・赤で表示） | 2 通 |
| (11) 付近の状況図（住宅地図等の写し・赤で囲む） | 2 通 |
| (12) 土地利用計画図（給排水計画、境界構造断面が記載されているもの） | 2 通 |
| ※建物がある場合は平面図・立面図 | |
| (13) 資金計画書（所有権移転の場合は、土地代金を含めること） | 2 通 |
| (14) 建築見積書（建築が無い場合は、造成見積書） | 2 通 |
| (15) 残高証明書又は融資証明書 ★金融機関等 | 2 通 |
| ※原本の提出が出来ない場合は「原本に相違ない」旨を副本に記載すること | |
| (16) 農用地除外証明書 ★農業振興課（農業委員会事務局の隣の課） | 2 通 |
| (17) 土地改良区意見書 ★関係土地改良区（連絡先裏面記載） | 2 通 |
| (18) ※ 排水放流同意書 ★関係土地改良区、私設下水組合等 | 2 通 |
| (19) 委 任 状（申請者連名可） | 2 通 |
| ※(3)～(19)及び、その他参考資料については、1 通は原本、1 通コピー可 | |
| (20) 現 場 写 真（撮影から1 カ月以内の耕作又は適正に管理されている農地の写真） | 1 通 |

◆現場は申請地の範囲が分かるようポールやテープ等で区画明示してください◆

(21) 本人確認のできる資料※押印をせずに申請する場合（詳細は裏面・次ページ参照）

〔注〕 その他参考資料

資材置場・・・資材置場の設置に係る資料、事業実績書、土砂堆積断面図、誓約書
賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し、工事及び資材搬入計画書
駐車場・・・駐車場の設置に係る資料、要望書、車検証の写し、社員名簿、誓約書
農業用倉庫・・・農業用倉庫の設置に係る資料等
その他・・・戸籍謄本、借家証明（契約書の写し）、水路占用許可書の写し、
取引証明、資格証明の写し等

- ※ 1 (3)～(19)については、A4サイズに折り、番号順に並べてください。
- ※ 2 申請内容によっては、上記の書類以外を求める場合があります。
- ※ 3 申請締切日は、毎月5日です。（ただし、休日の場合はその翌開庁日）
- ※ 4 開発許可・承認が必要な場合は、開発調整課へ同時申請をお願いいたします。
- ※ 5 埋め立て面積が、500㎡以上の場合は環境政策推進課等の許可が必要です。

【押印の廃止について】

令和3年9月15日より埼玉県農地調整関係事務処理要領が改正されます。要領の改正により、押印が廃止になり、申請様式が変わりました。押印は廃止になりますが、本人申請の確認を取るために以下のものが求められます。

本人申請の場合

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カードまたは特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

代理申請の場合

【下記から2点必要】

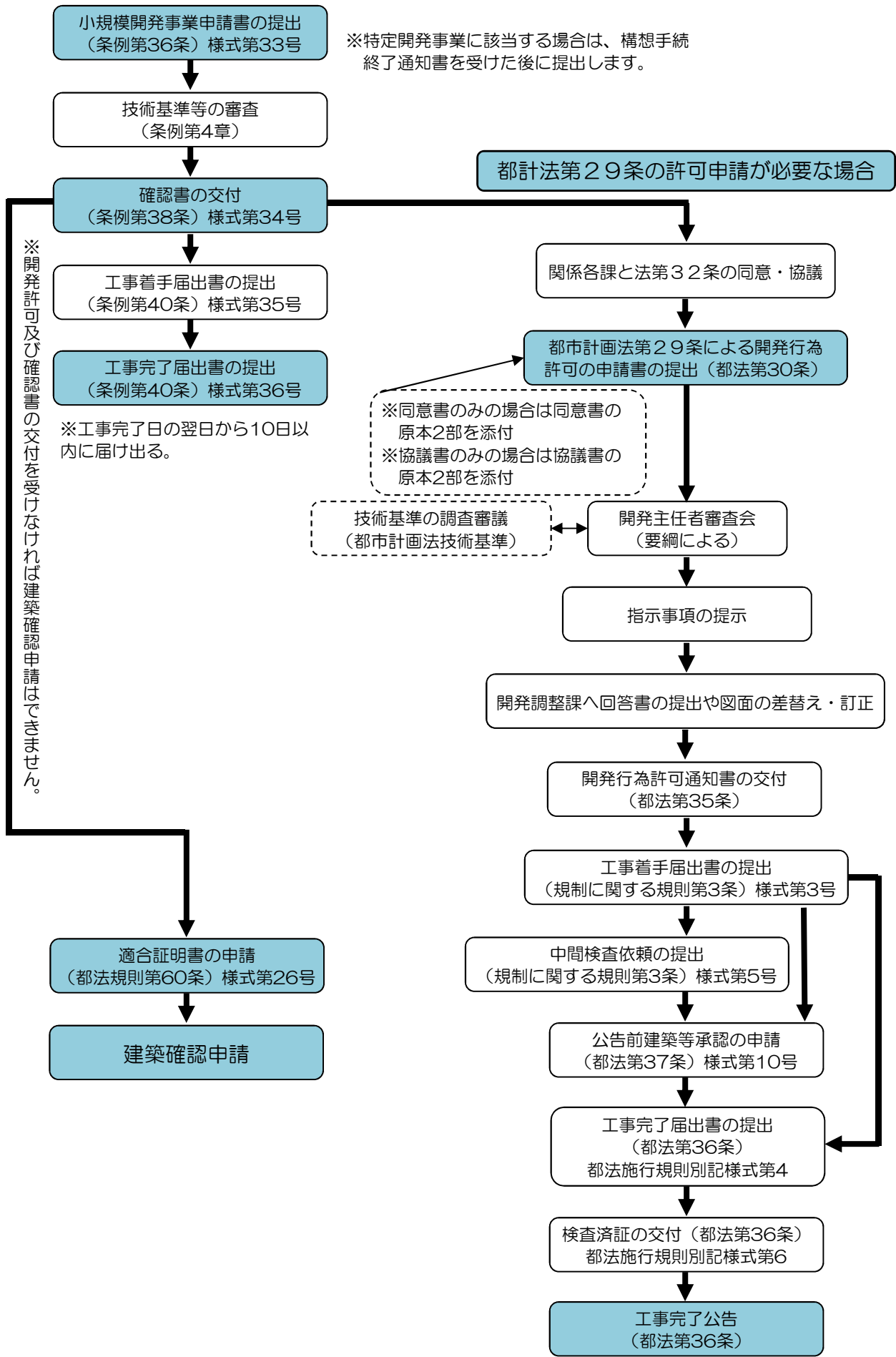
申請人の運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カードまたは特別永住者証明書等、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

※申請人が複数いる場合は、それぞれの確認が必要になります。

土地改良区連絡先

	改 良 区 名	住 所	電話番号
	新方領用悪水路土地改良区	春日部市備後東6丁目11-22	048-735-0516
	豊野用排水土地改良区	春日部市銚子口999（豊野地区公民館内）	048-738-1950
	庄内領用悪水路土地改良区	春日部市下柳43-6	048-745-1045
	葛西用水路土地改良区	幸手市戸島2丁目155	0480-47-3811
	元荒川土地改良区	さいたま市岩槻区大字新方須賀1160	048-799-0799
	見沼代用水土地改良区	久喜市菖蒲町菖蒲65	0480-85-9100
	庄和北部土地改良区	春日部市立野380-1	048-748-0909

小規模開発事業手続フローチャート



添 付 図 書 一 覧

（提出部数：正本１部、副本２部）

種類	内容
申請書	様式第 33 号
委任状	書式の定めはありません。
事業計画書	様式第 33 号 付表
案内図	図面作成要領を参照してください
公図写	・申請時以前 6 ヶ月以内のものを添付してください ・インターネットにより取得した公図写の提出可
土地の全部事項証明書 ※1	・申請時以前 6 ヶ月以内のものを添付してください ・インターネットにより取得した全部事項証明書の提出可
求積図	図面作成要領を参照してください
造成計画平面図 ※2	図面作成例及び図面作成要領を参照してください
土地利用計画図	図面作成例及び図面作成要領を参照してください
排水計画図 ※2	図面作成例及び図面作成要領を参照してください
境界擁壁構造図	図面作成要領を参照してください
道路及び排水施設の断面図	図面作成要領を参照してください
建築設計図 ※3	図面作成要領を参照してください

※1 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第 42 条に基づく道路後退が必要な場合のみ添付が必要です。

※2 造成計画平面図、排水計画図については、土地利用計画図の中に記載していただくことも可能です。

※3 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく特定開発事業に該当する場合及び事業区域が市街化調整区域の場合に添付が必要です。

図 面 の 作 成 要 領

種類	標準縮尺（目安）	明示する事項	備考
位置図	1/25,000	○事業区域（朱書）	都市計画図に記入 ※かさかべオラナビによる申請は不可
案内図	1/2,500	○事業区域（朱書）	住宅地図等に記入
公図写	1/600	○事業区域（朱書） ○隣接地の地番	
求積図	1/500	○事業区域全体の求積図 ○区画割ごとの求積図 ○敷地分割の求積図（三斜法又は座標計算によること） ○用途地域別の求積図	
現況図	1/500	○方位 ○施工区域及び工区の境界（朱書） ○KBM 位置及び高さ ○施工区域内及び施工地区 20m位の 周辺道路・河川・水路・その他公共の 用に供する施設 ○施工の妨げとなる権利を有する工作物等	
造成計画平面図 造成計画断面図	1/500 1/100	○KBM 位置及び高さ ○現況地盤高（隣地部分含む） ○造成計画高 ○勾配	
土地利用計画図	1/500 以上	○土地利用計画図の作成要領参照	
給排水計画図	1/500 以上	○方位 ○給水施設 ・本管及び引込管の位置・口径 ・受水槽の位置及び容量 ・受水槽以降の系統図 ○排水施設 ・位置、種類、材料、形状、 内径寸法、勾配及び流出方向 ・一時貯留施設の位置及び 処理方法 ・一時貯留施設の構造図	
境界擁壁構造図	1/50 以上	○位置（新設・既設含む）、材料、形状	
道路及び排水施設の断面図	1/50 以上	○道路 ・路面路盤 ・道路側溝の位置、形状及び寸法 ・埋設管の位置 ○排水施設（雨水・汚水） ・排水施設構造詳細図 ・放流先の接続 （側溝・下水管・水路等）	
建築設計図	1/200 以上	○平面図 ○立面図 ○建築面積表 ※付属物（駐輪場・サインポール等）も提出	

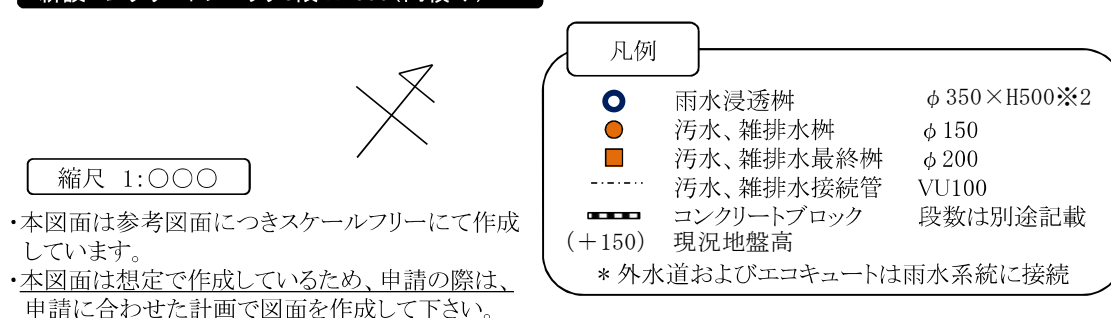
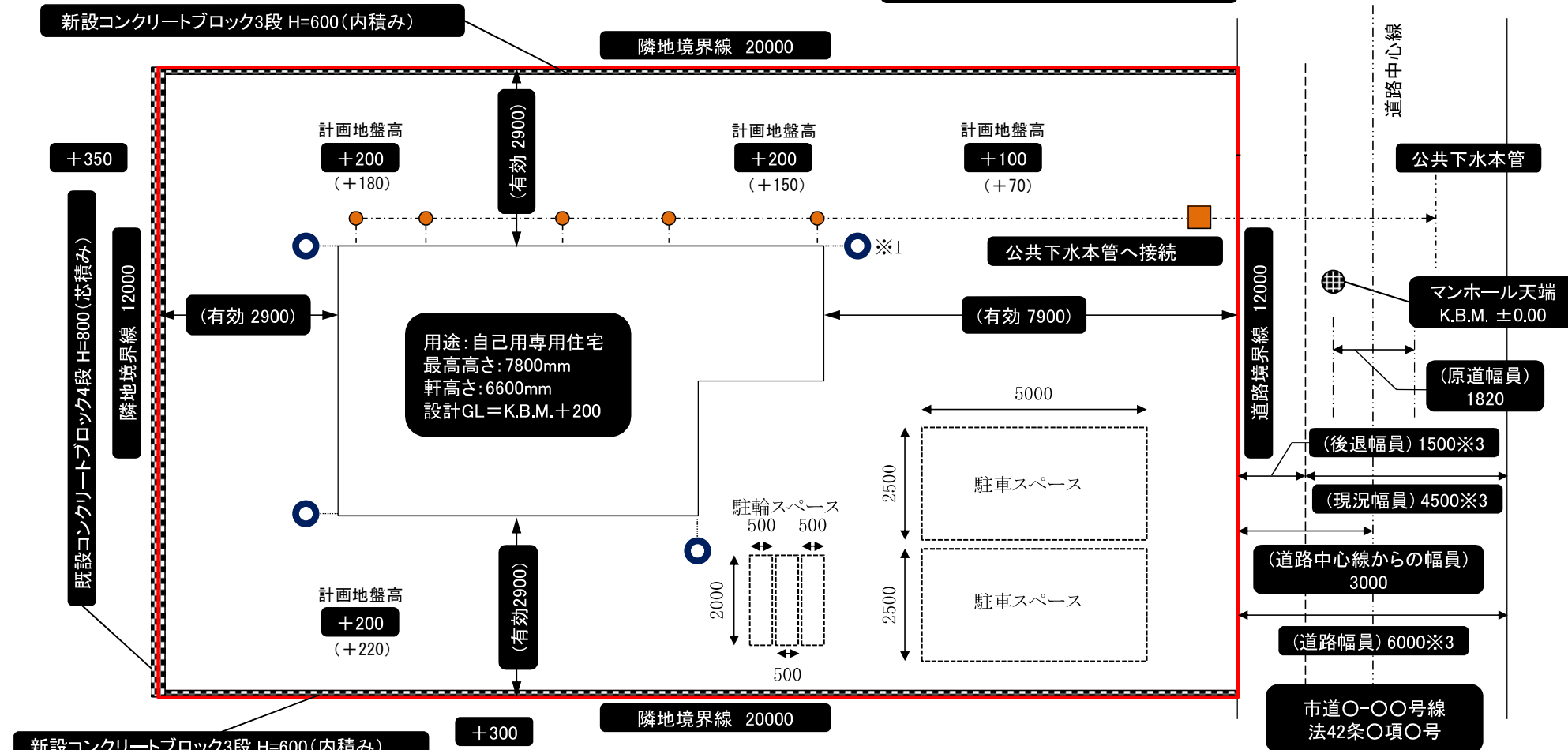
土 地 利 用 計 画 図 の 作 成 要 領

敷地	○方位 ○予定建築物の位置、形状及び用途 ○道路、水路及び隣接地との境界構造物の位置、材料、高さ等の形状 ○出入口の幅員 ○用途地域の境界線
道路	○道路の位置、形状、幅員及び延長 ○原道の位置及び幅員 ○道路後退の基準かく ○官民境界確定の年月日及び番号 ○道路の種類 （国道・県道・市道・位置指定年月日及び番号・建築基準法の道路種別） ○側溝及び蓋の位置、形状及び種別（新設・既設等の記入も含む） ○位置指定道路の位置、幅員、延長、隅切りの寸法、グレーチングの位置 ○後退杭及び境界杭の位置及び形状 ○歩道切除等の位置、幅員及び延長
水路	○水路の位置、形状、幅員及び延長 ○水路後退の基準 ○水路占用の位置及び延長 ○官民境界確定の年月日及び番号 ○後退杭及び境界杭の位置及び形状 ○河川区域及び河川保全区域等の形状
公園	○公園の位置、形状、寸法、面積及び面積算定式
緑地	○緑地の位置、形状、寸法、面積
消防水利	○消防水利施設の位置及び形状
駐車場	○駐車場の位置（駐車マスの寸法含む） ○車路寸法 ○舗装組成
駐輪場	○駐輪場の位置、形状、寸法、面積、ラック式の場合は図面
ごみ処理	○ごみ集積所の位置、形状、寸法及び構造図面

【専用住宅：例】

《図面作成例》

申請時に記入が必要な文言・数値等



作成上の注意

※1・雨水排水は敷地外へオーバーフロー分を排水する計画も可能です。
・庄和地域は、西金野井の一部地域を除いて敷地外へ雨水排水できません。

※2・春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例の技術基準に適合する構造とすること。

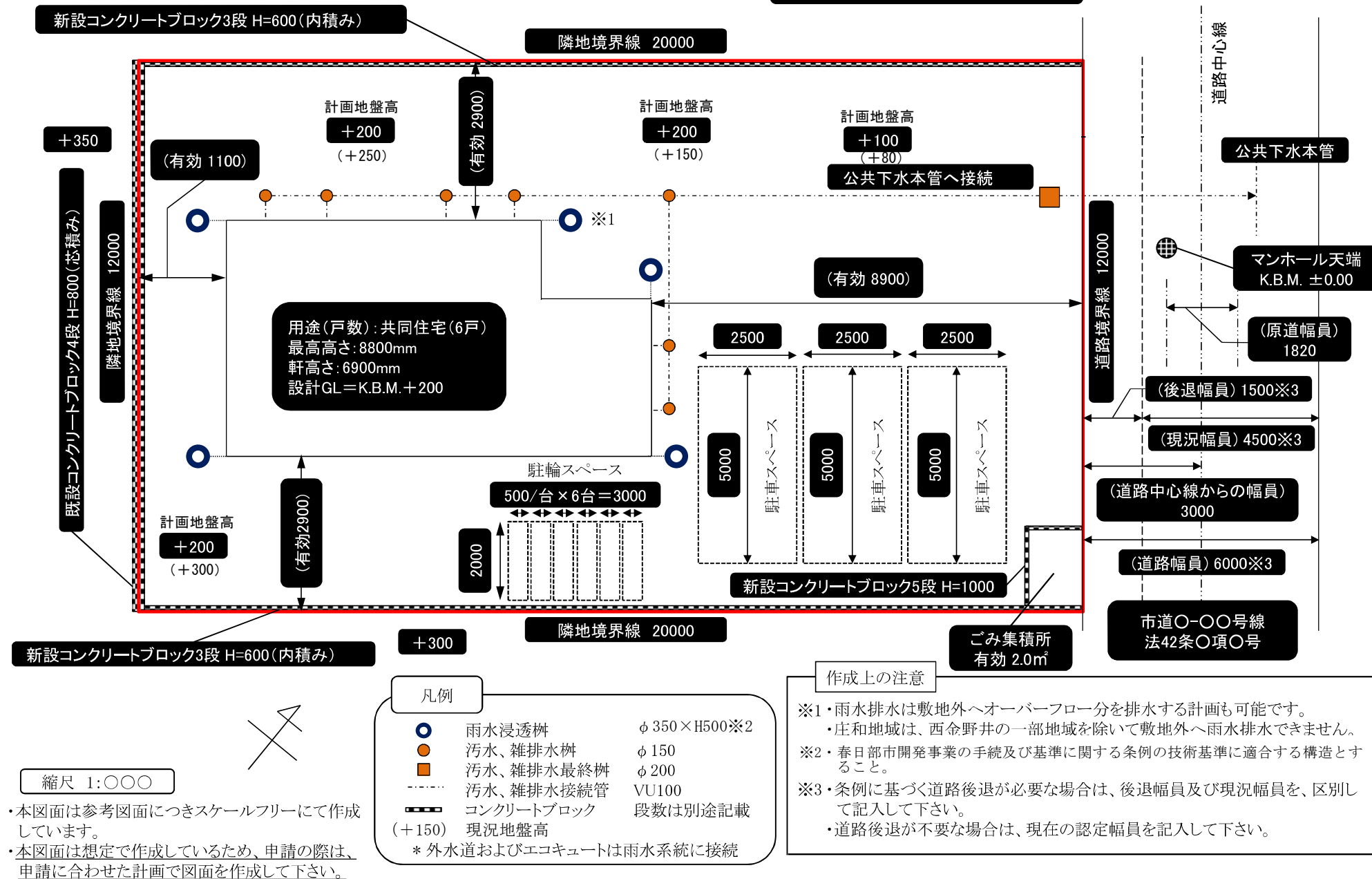
※3・条例に基づく道路後退が必要な場合は、後退幅員及び現況幅員を、区別して記入して下さい。
・道路後退が不要な場合は、現在の認定幅員を記入して下さい。

【共同住宅等：例】

+300

《図面作成例》

申請時に記入が必要な文言・数値等



【図面タイトル】造成計画平面図・土地利用計画図・排水計画図
 (図面作成補助資料・共同住宅等編)

設計者会社名
 設計者氏名

春日部市立地適正化計画

～都市再生特別措置法に基づく届出の手引き～

I 届出制度の概要	1
1. 届出制度の目的	1
2. 届出の流れ	1
3. 注意事項	1
II 都市機能誘導区域外における事前届出	2
1. 届出の対象となる行為	2
2. 届出の対象施設（誘導施設）	2
3. 届出の期日	3
4. 届出書類の作成	3
5. 届出に対する市の対応	3
6. 届出を要しない行為	3
III 誘導施設の休止又は廃止における届出	4
1. 届出の期日	4
2. 届出書類の作成	4
3. 届出に対する市の対応	4
IV 居住誘導区域外における事前届出	5
1. 届出の対象となる行為	5
2. 届出の期日	5
3. 届出書類の作成	6
4. 届出に対する市の対応	6
5. 届出を要しない行為	6
参考資料 1 都市機能誘導区域図	7
参考資料 2 居住誘導区域図	14
参考資料 3 届出様式	16

《問い合わせ先》

春日部市役所 都市整備部 都市計画課

電 話：048-736-1111（代表）

E-mail：toshikei@city.kasukabe.lg.jp

I 届出制度の概要

1. 届出制度の目的

立地適正化計画制度は、居住や都市機能の誘導を図る区域を設定するとともに、その実現を図るための施策等を定めることにより、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市構造へと緩やかに誘導していく制度です。

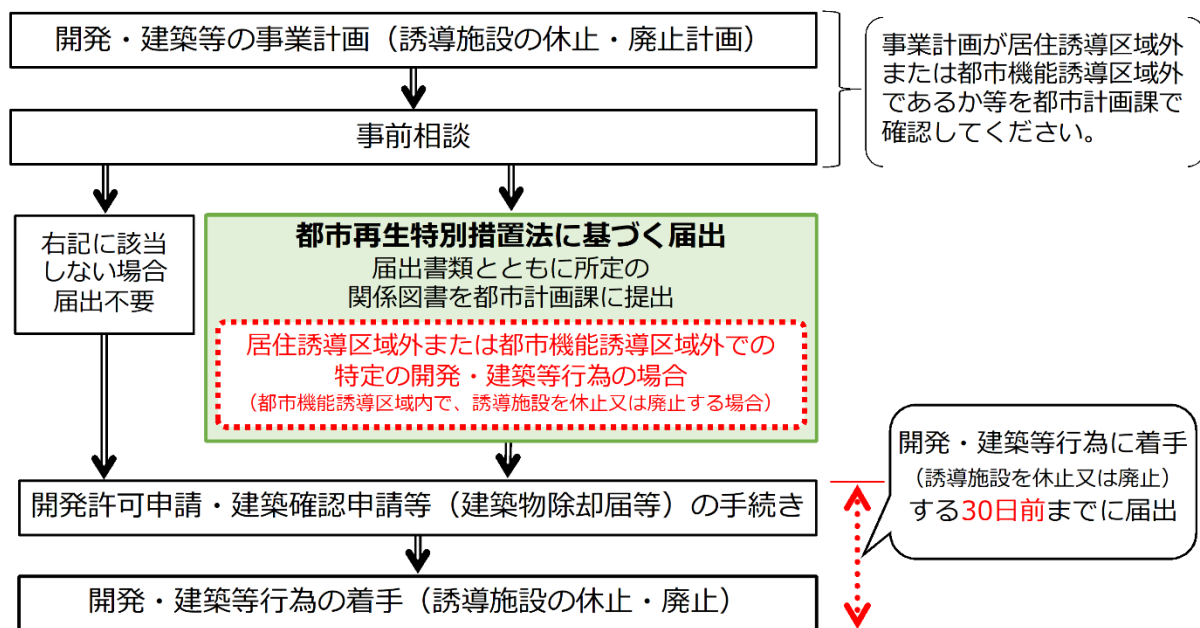
居住や都市機能の立地を制限するものではありませんが、立地適正化計画に定める居住誘導区域または都市機能誘導区域の外で特定の開発・建築等行為を行う場合は事前の届出が必要（都市再生特別措置法 第 88 条第 1 項、第 108 条第 1 項）となります。また、都市機能誘導区域における誘導施設を休止又は廃止する場合も必要となります。（都市再生特別措置法 第 108 条の 2 第 1 項）

居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握するとともに、各種支援措置等の情報提供等を通じて誘導区域内への立地促進を図ることを目的に届出制度を運用します。

2. 届出の流れ

開発・建築等の事業計画の協議等の際に、あわせて立地適正化計画に基づく区域確認を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性和必要書類の確認を行います。

届出が必要となる場合は、以下の流れにしたがい、都市計画課へ届出書類とともに所定の関係図書を提出してください。



3. 注意事項

- 届出を行わずに開発行為等を行った場合や、虚無の報告を行った場合等には、都市再生特別措置法（第 130 条）の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処されることがあります。
- 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象となります。
- 届出を受理した後、届出者に対して誘導施設の立地を適正なものとするため、都市再生特別措置法（第 108 条第 3 項）の規定に基づき、必要な勧告をする場合があります。

Ⅱ 都市機能誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第 108 条第 1 項）の規定に基づき、都市機能誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、別途市長への届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行なおうとする場合
建築等行為	○誘導施設を有する建築物を新築する場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

2. 届出の対象施設（誘導施設）

都市機能誘導区域は、春日部駅周辺、南桜井駅周辺、武里駅周辺、一ノ割駅周辺、豊春駅周辺の 5 区域を設定しています。届出の対象とする誘導施設は、次のとおりです。

誘導施設一覧	次の都市機能誘導区域等に該当する場合は届出対象となる						備 考
	春日部駅 周辺	南桜井駅 周辺	武里駅 周辺	一ノ割駅 周辺	豊春駅 周辺	その他の 区域※	
病院（二次医療） （病床数 200 以上）		○	○	○	○	○	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、 200 床以上の病床数を有する施設
病院（一次医療） （病床数 200 未満）						○	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、 20 床以上 200 床未満の病床数を有する施設
総合福祉センター、児童発 達支援センター、市役所、 市民文化会館		○	○	○	○	○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設)
地域包括支援センター				○	○	○	介護保険法第 115 条の 46 条 1 項に規定する施設
大規模商業施設 （店舗面積 1 万㎡以上）		○	○	○	○	○	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する 店舗で、その用途に供する面積 10,000 ㎡以上の 商業施設（共同施設・複合店舗等含む）で、食料 品（生鮮三品）及び日用品を取扱う施設
スーパーマーケット						○	店舗面積が 500 ㎡以上の商業施設で、食料品（生 鮮三品）及び日用品を取扱う施設（共同店舗・複 合店舗等含む）
銀行・信金等						○	銀行法第 2 条の 1 に規定する銀行 信用金庫法第 4 条、労働金庫法第 6 条に規定する 信用金庫等
児童発達支援センター		○	○	○	○	○	児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センター
子育て支援センター、子ど も送迎センター、保育所						○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所
行政窓口（支所等）、図書館		○		○	○	○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設)
専修学校		○		○	○	○	学校教育法第 124 条に規定する専修学校
中学校		○	○	○	○	○	学校教育法第 1 条に規定する中学校
小学校		○		○	○	○	学校教育法第 1 条に規定する小学校
市民センター	○	○		○	○	○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設)

○：届出が必要となる誘導施設

※5 つの都市機能誘導区域を除く春日部市内全域

3. 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

4. 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

開発行為 の場合 (法施行規則第52条)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第18（第52条第1項第1号関係） 添付図書 （必要部数：各 1 部） ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の 公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上） ②設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
建築等行為 の場合 (法施行規則第52条)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第19（第52条第1項第2号関係） 添付図書 （必要部数：各 1 部） ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上） ②立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
届出内容を 変更する場合 (法施行規則第55条)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第20（第55条第1項関係） 添付図書 （必要部数：各 1 部） 上記のそれぞれの場合と同様

5. 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するとともに、届出者に対し、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策や、財政上、金融上、税制上の支援措置等に関する情報提供等を行います。

6. 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

Ⅲ 誘導施設の休止又は廃止における届出

都市再生特別措置法（第 108 条の 2 第 1 項）の規定に基づき、春日部駅周辺、南桜井駅周辺、武里駅周辺、一ノ割駅周辺、豊春駅周辺の都市機能誘導区域にある誘導施設を休止又は廃止をしようとする場合には、別途市長への届出が必要となります。（対象の誘導施設は、Ⅱ 都市機能誘導区域外における事前届出にある誘導施設一覧をご覧ください。）

1. 届出の期日

届出の対象となる誘導施設を休止又は廃止しようとする 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

2. 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）の作成により行ってください。届出書の様式は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

休止又は廃止 の場合 (法施行規則第55条の2)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第21（第55条の2関係）
--------------------------------	---

3. 届出に対する市の対応

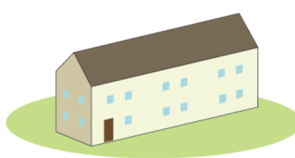
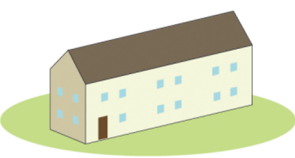
市では、届出を受けて、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合、届出をした者に対して、建築物の存置等を助言・勧告を行うことがあります。

IV 居住誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第 88 条第 1 項）の規定に基づき、居住誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	①3 戸以上の住宅^{※1}の建築目的の開発行為 ②1 戸又は 2 戸の住宅^{※1}の建築目的の開発行為で 1,000 ㎡以上の規模のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものの建築目的で行う開発行為 (①の例示)  ⇒届出が必要 (②の例示) 1,000 ㎡ 1 戸の開発行為  ⇒届出が必要 800 ㎡ 2 戸の開発行為  ⇒届出は不要
建築等行為	①3 戸以上の住宅^{※1}を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものを新築する場合 ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅^{※1}とする場合 (①の例示)  ⇒届出が必要 1 戸の建築行為  ⇒届出は不要

※1 住宅とは、戸建住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物（寄宿舎や老人ホームは含まない）

※2 立地適正化計画の公表日現在、条例は定めていません。

2. 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

3. 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

開発行為 の場合 (法施行規則第35条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第10（第35条第1項第1号関係） 添付図書 （必要部数：各1部） ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の 公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上） ②設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
建築等行為 の場合 (法施行規則第35条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第11（第35条第1項第2号関係） 添付図書 （必要部数：各1部） ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上） ②立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
届出内容を 変更する場合 (法施行規則第38条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第12（第38条第1項関係） 添付図書 （必要部数：各1部） 上記のそれぞれの場合と同様

4. 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対し、居住誘導区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。

5. 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

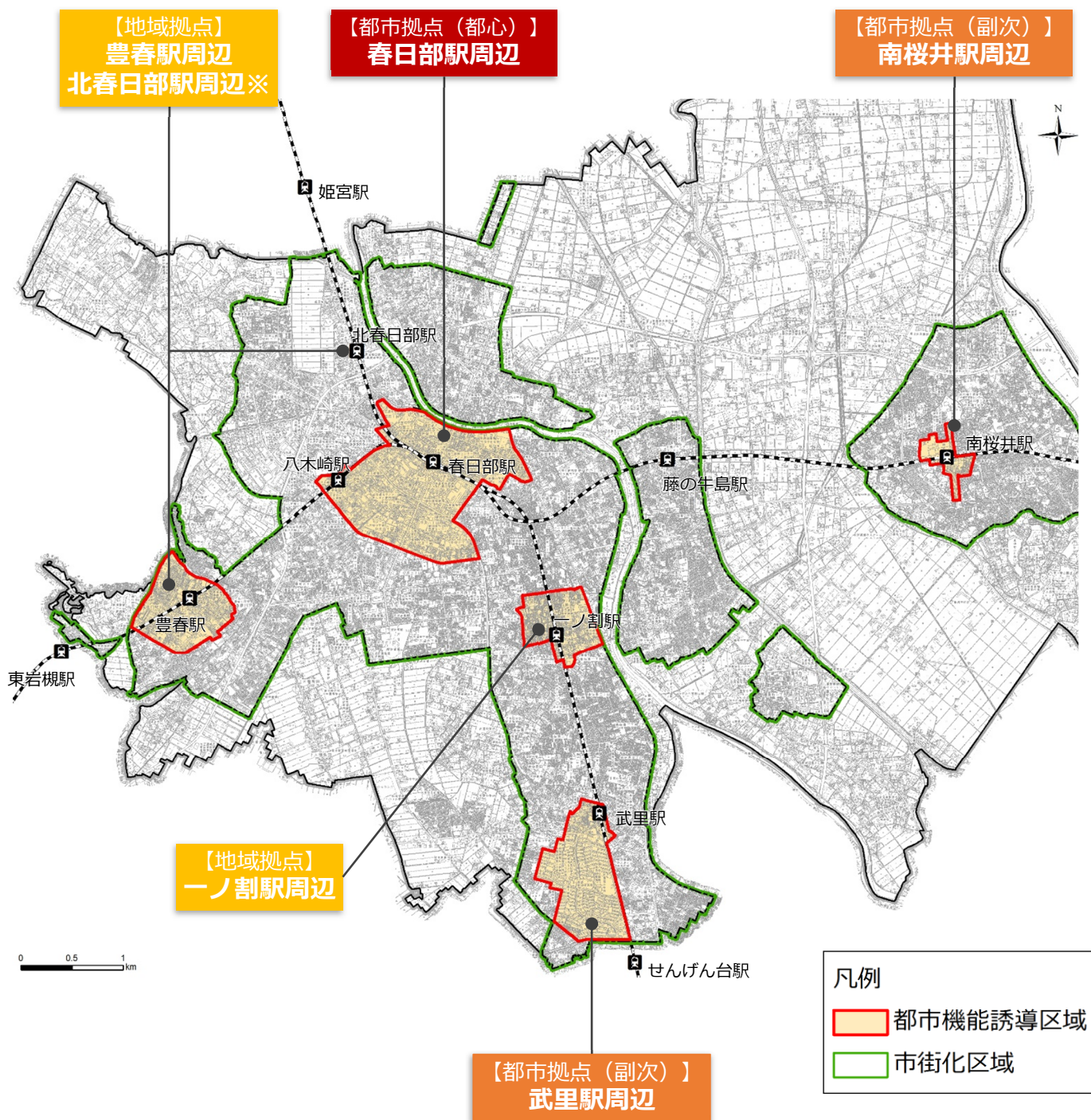
- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の建築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じる行為として政令で定める行為

参考資料 1
都市機能誘導区域図

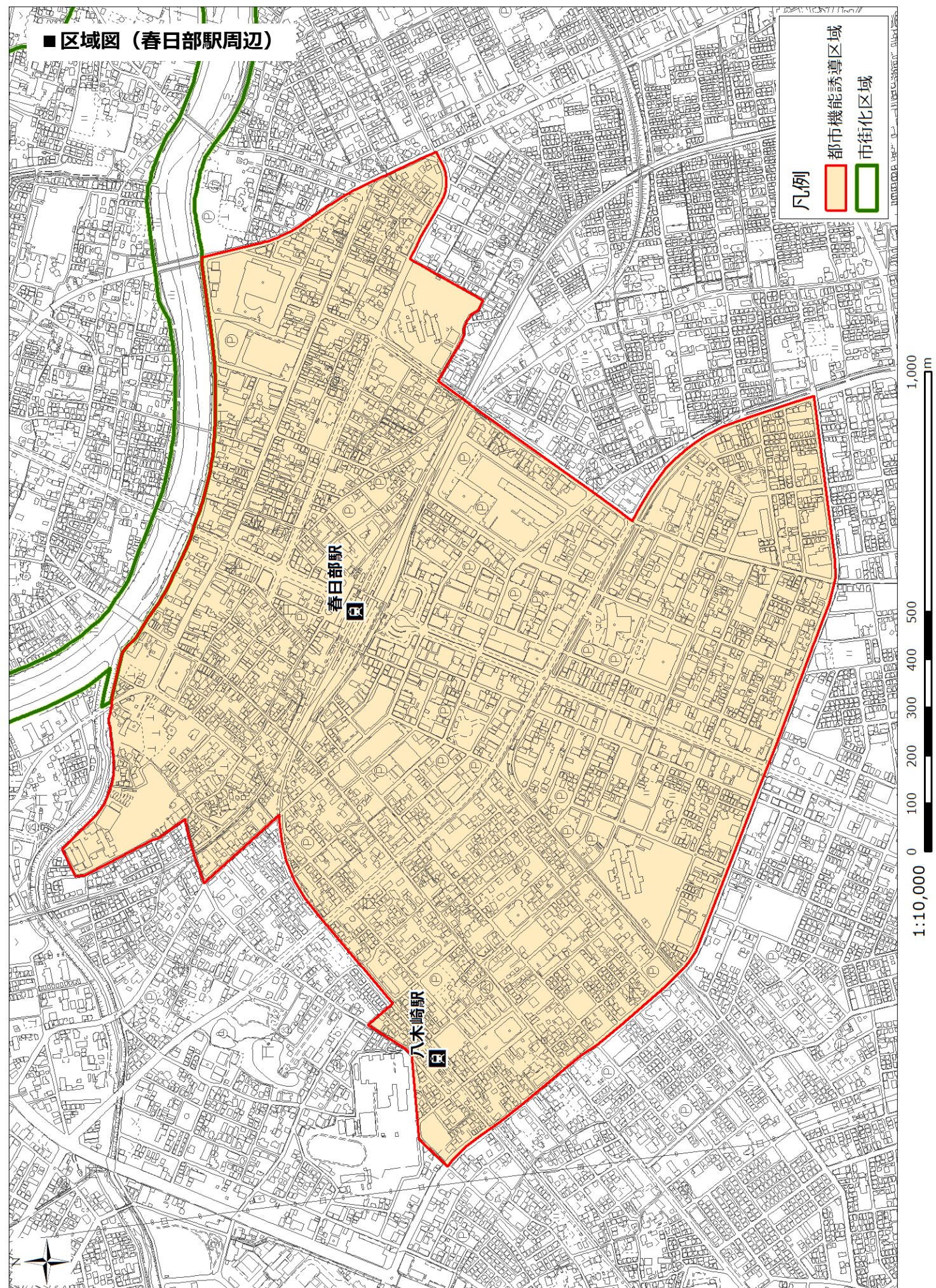
参考資料 1：都市機能誘導区域 区域図

都市機能誘導区域の区域図は、下記のとおりです。窓口においては、縮尺2,500分の1の区域図を備えております。区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

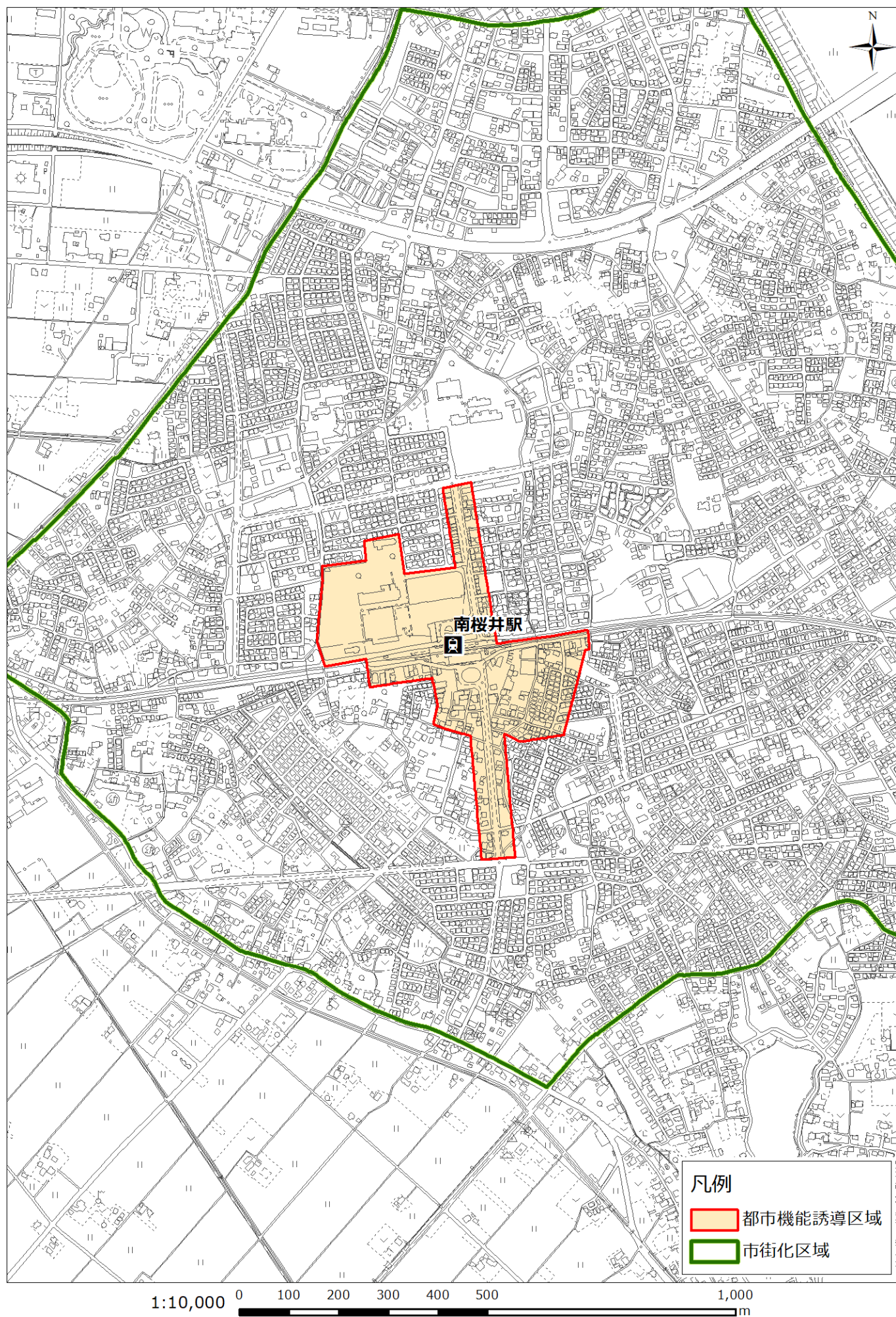
■ 区域図（全5区域）



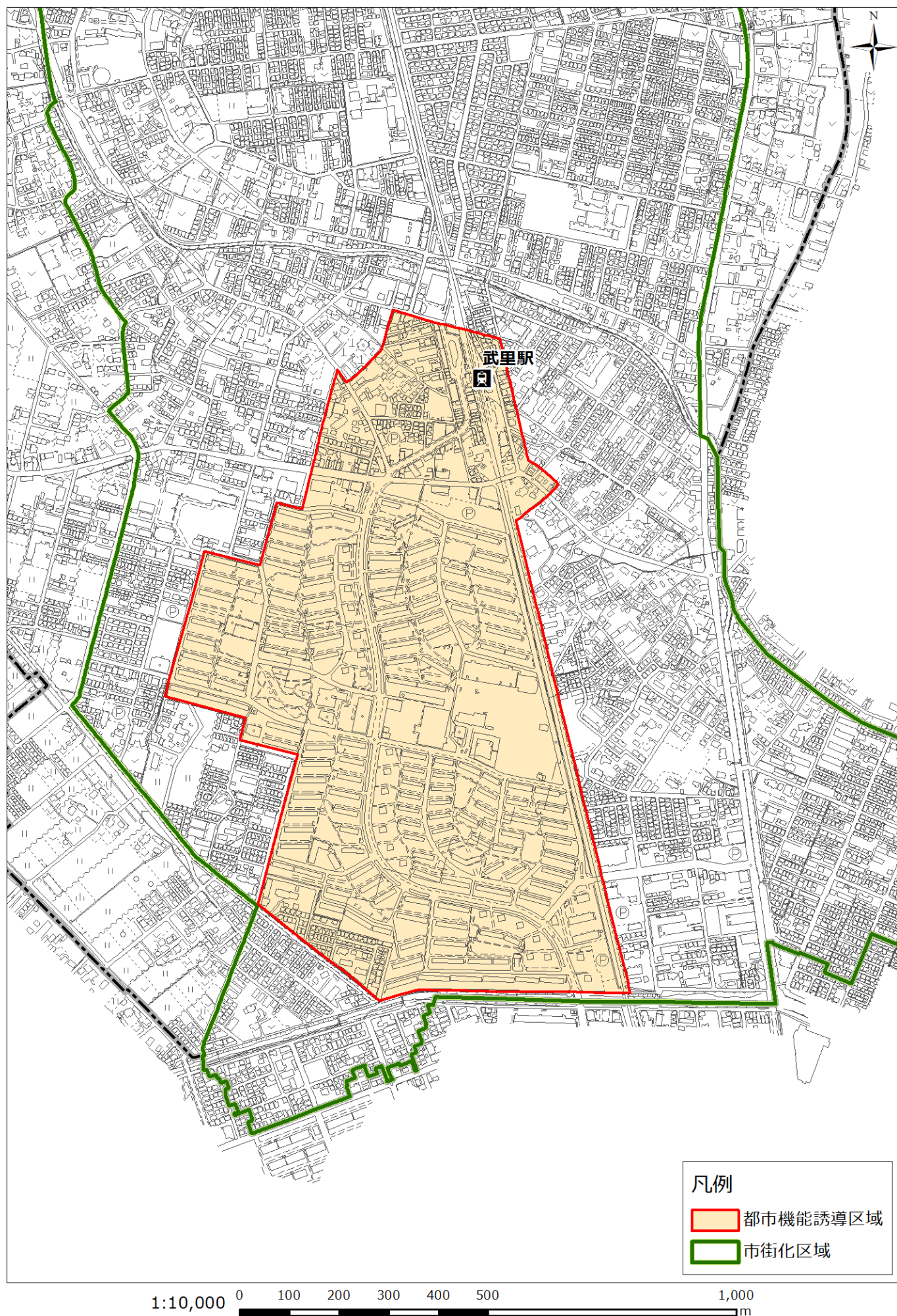
※北春日部駅周辺の都市機能誘導区域については、土地区画整理事業の進捗に併せて設定します。



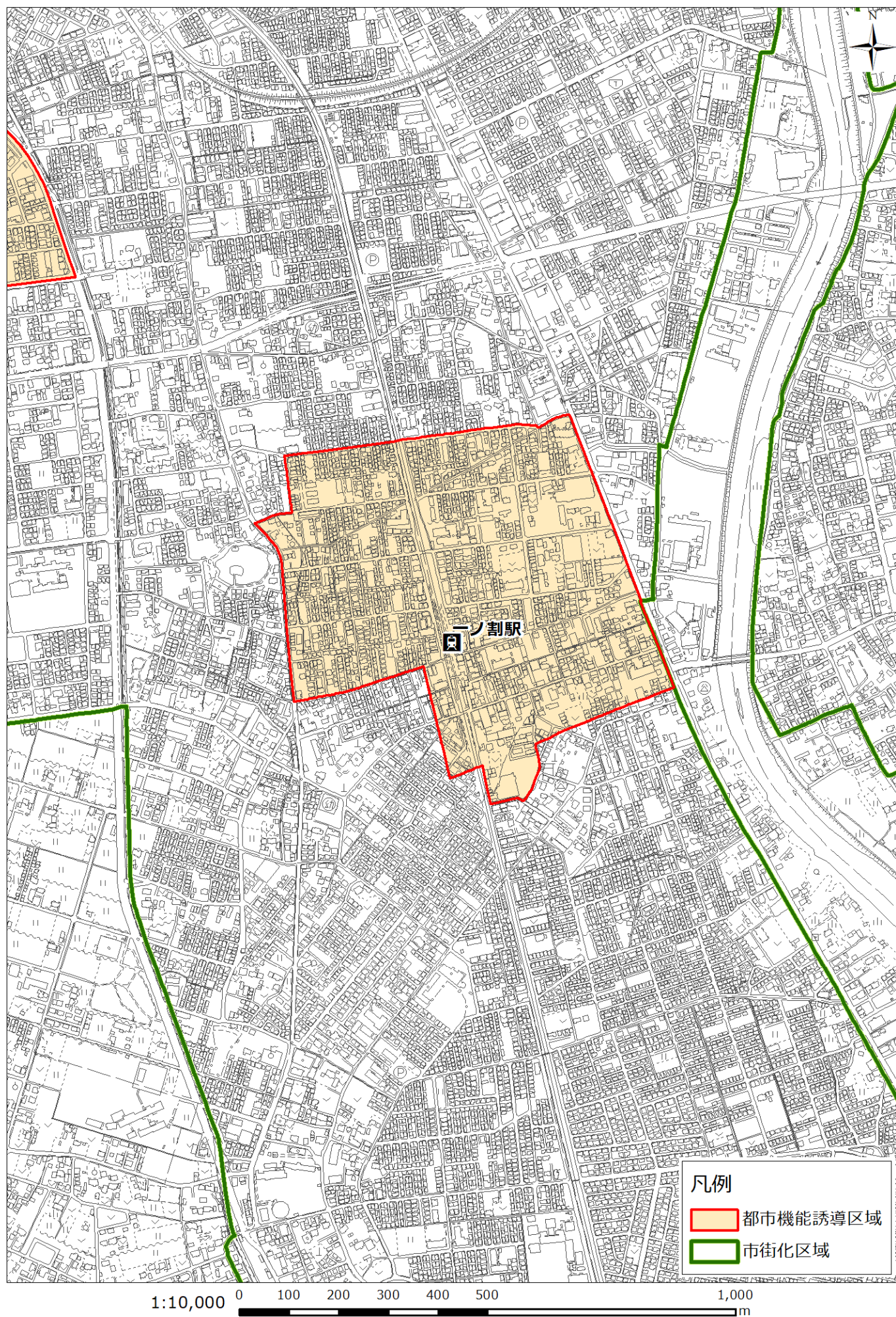
■ 区域図（南桜井駅周辺）



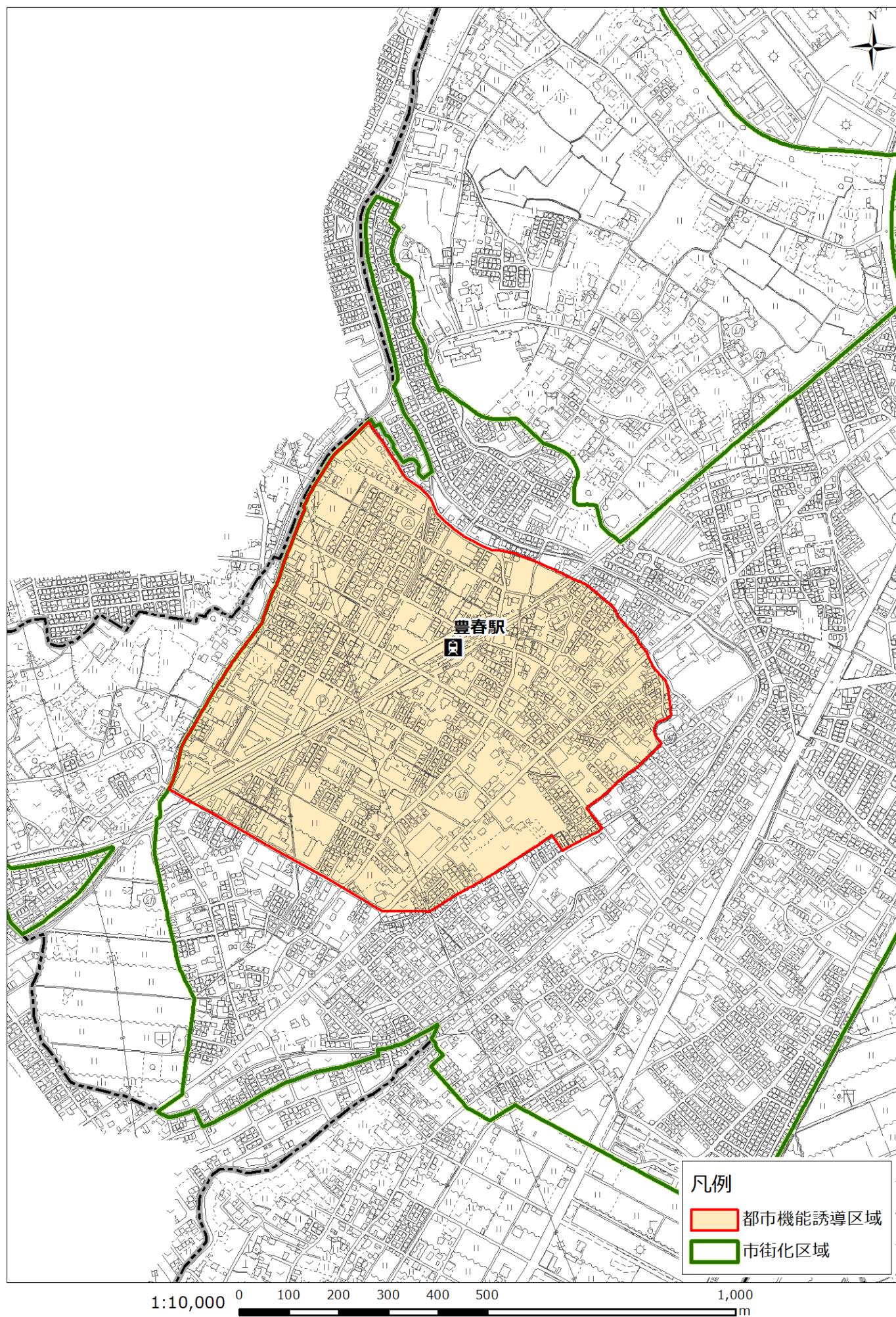
■ 区域図（武里駅周辺）



■区域図（一ノ割駅周辺）



■ 区域図（豊春駅周辺）

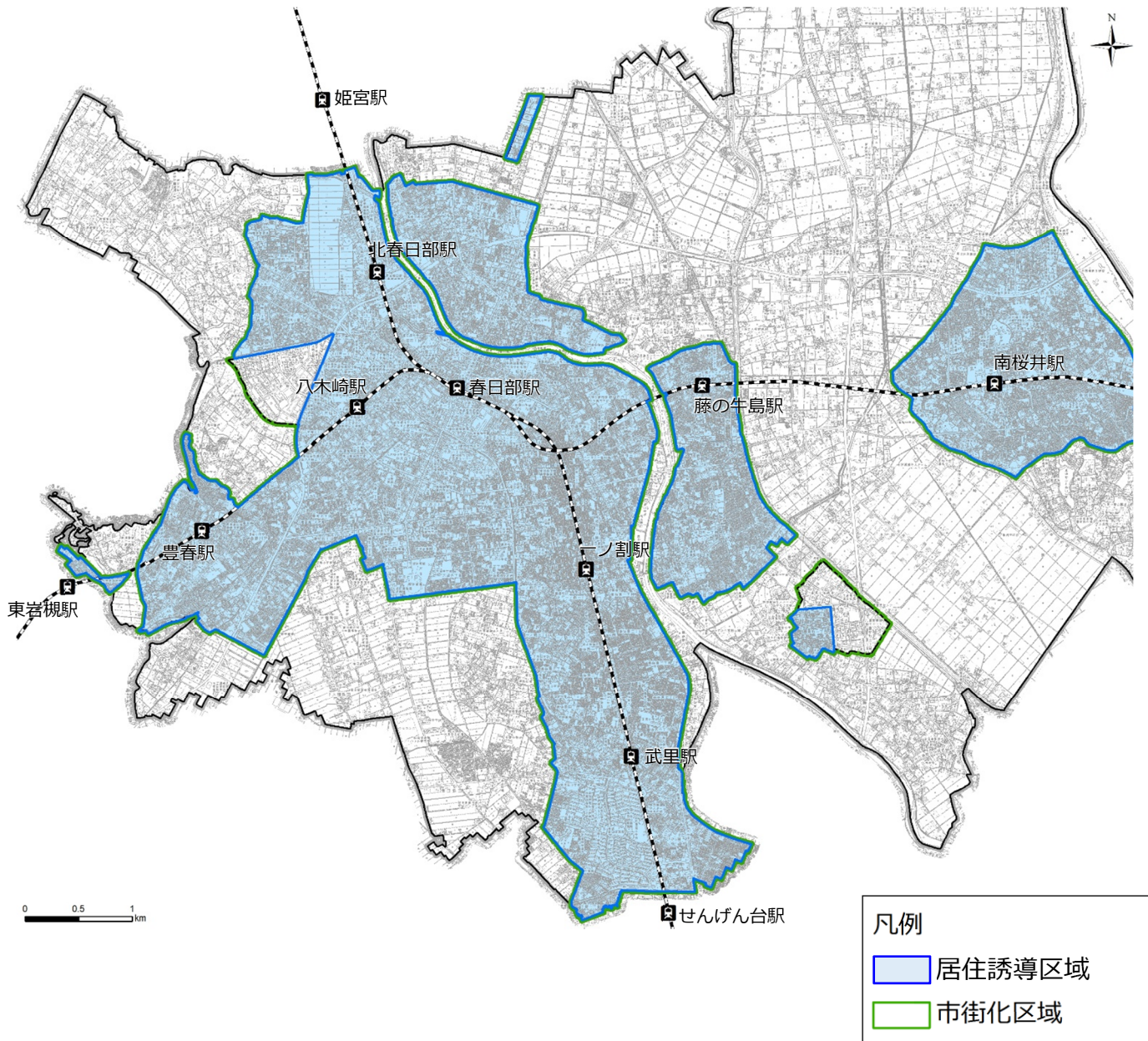


参考資料 2
居住誘導区域図

参考資料 2 : 居住誘導区域 区域図

居住誘導区域の区域図は、下記のとおりです。窓口においては、縮尺2,500分の1の区域図を備えております。区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

■ 区域図



参考資料 3

届出様式

参考資料 3 : 届出様式

都市機能誘導区域外における事前届出		
様式	届出書の内容	該当頁
様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	18
様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	20
様式第 20 (第 55 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	22

都市機能誘導施設の休止又は廃止における届出		
様式	届出書の内容	該当頁
様式第 21 (第 55 条の 2 関係)	誘導施設の休廃止届出書	24

居住誘導区域外における事前届出		
様式	届出書の内容	該当頁
様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	27
様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	29
様式第 12 (第 38 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	31

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、 下記により届け出ます。 年 月 日 （宛先）春日部市長 届出者 住 所 氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和5年 4月 1日

届出は工事着手の
30 日前まで

（宛先）春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××
氏 名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	2 開発区域の面積	7,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
	4 工事の着手予定年月日	令和5年 5月 1日
	5 工事の完了予定年月日	令和6年 3月 1日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 （宛先）春日部市長 届出者 住 所 氏 名		
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）
 - ②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- （案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和5年 4 月 1 日 届出は工事着手の 30 日前まで

(宛先) 春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××

氏 名 ○○株式会社

代表取締役△△ △△

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	地 目	宅地
	面 積	3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ②立面図 (2 面以上) 及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- (案内図、公図の写し (建築敷地を赤線で明示)、委任状 (代理人による届出の場合))

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を
表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）

②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）

②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30 日前まで

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先) 春日部市長

届出者 住 所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××

氏 名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容
 - ・ 開発区域の面積の変更 (7,000㎡→6,800㎡)
 - ・ 着手予定年月日の変更 (令和 5 年 5 月 1 日→同年 5 月 10 日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 5 年 5 月 10 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 6 年 3 月 10 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）
- ②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の
（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：

用 途：

所在地：

2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

誘導施設の休廃止届出書

記入例

届出は行為着手の
30 日前まで

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先) 春日部市長

届出者 住 所 春日部市 ○○町 △丁目 ××

氏 名 ○○株式会社

代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の
(休止・廃止) について、下記により届け出ます。

記

- 1 (休止) (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名 称: ○○○○
 用 途: 商業施設 (スーパーマーケット)
 所 在 地: 春日部市 ●●町 ●丁目 ●番 ●号
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
 令和 5 年 10 月 1 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
 令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 10 月 1 日
- 4 (休止) (廃止) に伴う措置
 - (1) (休止) (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 休止中は倉庫として使用
 - (2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

誘導施設の休廃止届出書

記入例

届出は行為着手の
30 日前まで

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先) 春日部市長

届出者 住 所 春日部市 ○○町 △丁目 ××

氏 名 ○○株式会社

代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の
(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名 称: ○○○○
 用 途: 商業施設(スーパーマーケット)
 所在地: 春日部市 ●●町 ●丁目 ●番 ●号
 - 2 休止(廃止)しようとする年月日
 令和 5 年 10 月 1 日
 - 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
 年 月 日～ 年 月 日
 - 4 休止(廃止)に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 建築物は取り壊し、住宅を建築予定
 除却予定時期: ●●年●●月●●日
- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、
下記により届け出ます。

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、
下記により届け出ます。

令和 5 年 4 月 1 日

届出は工事着手の
30 日前まで

(宛先) 春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××
氏 名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 5 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 6 年 3 月 1 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①現況図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上)
- ②設計図 (土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図書
(案内図、公図の写し (区域を赤線で明示)、委任状 (代理人による届出の場合))

様式第 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出します。 年 月 日 (宛先) 春日部市長 届出者 住 所 氏 名		
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）
- ②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
- （案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 { 建築物を改築して住宅等とする行為
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出します。

令和 5 年 4 月 1 日

届出は工事着手の
30 日前まで

(宛先) 春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××
氏 名 春日部 太郎

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	地 目	宅地
	面 積	1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ②立面図 (2 面以上) 及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- (案内図、公図の写し (建築敷地を赤線で明示)、委任状 (代理人による届出の場合))

様式第 12（第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）

②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）

②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30日前まで

令和 5年 4月 1日

(宛先) 春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 5年 4月 1日
- 2 変更の内容
 - ・住宅用区画数の変更（25区画→30区画）
 - ・着手予定年月日の変更（令和5年5月1日→同年5月10日）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 5年 5月 10日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 6年 3月 10日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ②立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

春日部市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 広告物等の制限（第4条—第15条）
- 第3章 広告物景観地区等（第16条—第18条）
- 第4章 管理、監督等（第19条—第34条）
- 第5章 雑則（第35条—第37条）
- 第6章 罰則（第38条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

（広告物のあり方）

第3条 屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであって、それぞれの地域環境との調和を図るように配慮されたものでなければならない。

第2章 広告物等の制限

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は生産緑地地区
- （2） 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域
- （3） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- （4） 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- （5） 春日部市文化財保護条例（平成17年条例第195号）第5条第1項又は第28条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第37条第1項の規定により指定された地域で市長が指定する地域
- （6） 自動車専用道路の全区間並びに道路（自動車専用道路を除く。）及び鉄道の市長が指定する区間
- （7） 道路及び鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- （8） 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- （9） 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- （10） 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- （11） 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- （12） 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- （13） 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で市長が指定する区域
- （14） 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

- (15) 春日部市景観条例（平成24年条例第40号。以下「景観条例」という。）第20条第1項の規定により指定された景観計画重点地区（以下「景観計画重点地区」という。）で市長が指定する区域（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め及び里程標
- (5) 次に掲げる物件で、市長が指定するもの
 - ア 電柱
 - イ 街灯柱
 - ウ その他電柱に類するもの
- (6) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (10) 形像及び記念碑
- (11) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（はり紙等の禁止物件）

第6条 前条第5号に掲げるもの以外の電柱、街灯柱その他電柱に類するもので市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するものには、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）若しくは立看板を表示し、又はこれらに係る掲出物件を設置してはならない。

（許可）

第7条 第4条各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所（以下「許可地域」という。）において、広告物の表示又は掲出物件の設置（前2条の規定によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から前条まで、第16条及び第17条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれに係る掲出物件
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらに係る掲出物件
- (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれに係る掲出物件（第15条の規則で定めるものを除く。）
- (4) 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合する寄贈者名等を表示する広告物又はこれに係る掲出物件
- (5) 慣例その他特別の理由により市長が認めるもの

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条、前条及び第17条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のため、一時的に表示する広告物又はこれに係る掲出物件

- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又はこれに係る掲出物件
 - (5) 自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに表示される広告物であつて、当該地方公共団体の広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの
 - ア 都道府県の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）並びに法第28条に規定する条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。）
 - イ 指定都市の区域
 - ウ 中核市の区域
 - エ 法第28条に規定する条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域
 - (7) 人、動物若しくは車両（自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物
 - (8) 国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に国又は当該地方公共団体の許可又は承諾を得て表示する広告物
 - (9) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (10) 自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）が公共的目的をもって設置する掲示板に当該自治会等の定めるところにより表示する広告物
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の規定は、適用しない。
- (1) 第5条第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの又はこれに係る掲出物件
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第5条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれに係る掲出物件
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第9号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第6条の規定は、適用しない。
- (1) 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件
 - (2) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のために一時的に表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件
 - (3) 電柱、街灯柱その他電柱に類するものの所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件
- 5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、第2項第1号に掲げるものの以外のもの
 - (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらに係る掲出物件
- 6 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示され、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらに係る掲出物件については、前条、第16条及び第17条の規定は、適用しない。

(経過措置)

第9条 第4条から第6条までの規定による指定（以下この条において「指定」という。）がされた際に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日（以下この条において「指定日」という。）の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（同日においてこの条例の規定による許可を受けていた広告物又は掲出物件（次項において「旧許可物件」という。）を除く。）であって、指定日以後表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、指定日から10年間（当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、第4条から第6条までの規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。

- 2 指定がされた際に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示し、又は設置されている旧許可物件であって、指定日以後この条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる広告物又は掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、指定日から10年間（当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、当該指定がなかったものとしてこの条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第12条第3項の規定により準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第2項中「3年」とあるのは、「3年（当該3年を経過する日が指定日から10年を経過する日を超える場合にあっては、当該指定日から10年を経過する日までの期間）」とする。

(禁止広告物)

第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の基準等)

第11条 第7条及び第8条第5項の許可の基準は、規則で定める。

- 2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、景観条例第4条の規定により設置された春日部市景観審議会（以下「審議会」という。）の審議を経て、許可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第12条 市長は、第7条又は第8条第5項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

- 2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。
- 3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第13条 第7条又は第8条第5項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の見やすい箇所に規則で定める許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は押印は、許可の期限を明示したものでなければならない。

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体は、公共的目的をもって表示する広告物又はこれに係る掲出物件で規則で定めるものを表示し、又は設置しようとするときは、第4条から第7条まで、次条及び第17条の規定にかかわらず、市長と協議の上、これを行うものとする。

第3章 広告物景観地区等

(広告物景観地区)

第16条 市長は、景観計画重点地区のうち、広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要であると認める区域を広告物景観地区に指定することができる。

2 広告物景観地区の指定は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

(1) 区域

(2) 名称

(3) 広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（以下「広告物設置基準」という。）

(4) 広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針

3 広告物設置基準には、第8条第2項第1号又は第11条第1項の規則で定める基準の特例を定めることができる。

4 前項の場合において、第7条、第8条第5項又は第13条第1項の規定の適用に当たっては、広告物設置基準をもって許可の基準とし、第7条、第8条第5項又は第13条第1項中「規則で定めるところにより」とあるのは「広告物設置基準により」と読み替えて適用するものとする。

5 広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、広告物設置基準に定めがあるものを除くほか、禁止地域等の区域内に存する広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第4条の規定その他の禁止地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、許可地域に存する広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第7条の規定その他の許可地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

6 新たに広告物設置基準が定められ、又は変更された場合において、広告物景観地区の指定の日又は当該指定を変更する日（以下この項において「指定等の日」という。）前に当該広告物景観地区内に現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、指定等の日から起算して規則で定める期間を経過するまでの間は、前2項の規定は、適用しない。

7 市長は、広告物景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ第2項各号に掲げる事項並びに縦覧の場所及び期間を告示し、当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

8 第2項第1号の区域内に住所を有する者、同号の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者並びに同号の区域において広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者及び広告物又は掲出物件を管理している者は、前項の規定による告示があったときは、当該告示の日から縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項について、市長に対し意見書を提出することができる。

9 前2項の規定は、広告物景観地区の指定を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

10 市長は、第36条第1号の規定により、広告物景観地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について審議会に諮問しようとするときは、第8項の規定により提出された意見書（前項の規定により準用される場合を含む。）の要旨を審議会に提出しなければならない。

(広告物活用地区)

第17条 市長は、許可地域のうち、活力ある町並みを維持する上で広告物が特に重要な役割を果たしていると認める区域があるときは、当該区域を広告物活用地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により広告物活用地区の指定をするときは、第11条第1項(第8条第5項の許可の基準を除く。)の基準に代えて、当該広告物活用地区の状況に応じた基準を規則で定めることができる。

3 前条第2項及び第7項から第10項までの規定は、広告物活用地区の指定等に係る手続について準用する。この場合において、同条第2項(第3号を除く。)、第7項、第9項及び第10項の規定中「広告物景観地区」とあるのは「広告物活用地区」と、同条第2項第3号を「次条第2項に規定する広告物活用地区の状況に応じた基準」と読み替えるものとする。

(広告物協定地区)

第18条 一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を協力して整備するため広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結したときは、市長に対し、広告物協定の内容を証する書面を添えて、当該区域を広告物協定地区として指定するよう申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該広告物協定が良好な景観の整備に資すると認めるときは、当該区域を広告物協定地区として指定するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告物協定地区を指定したときは、当該地区内の景観を整備するため、当該広告物協定を締結した者に対し、技術的助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

第4章 管理、監督等

(広告物又は掲出物件の管理)

第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条において「広告物の所有者等」という。)は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

3 前項の管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号。以下「県条例」という。)第23条第1項に規定する屋外広告業(広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいう。)の登録を受けた者

(2) 県条例第25条第1項各号に掲げる者

一部改正〔令和3年条例26号〕

(広告物又は掲出物件の点検)

第19条の2 広告物の所有者等は、規則で定めるところにより、定期的に、広告物の所有者等に係る広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検を行わなければならない。ただし、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物又は掲出物件として規則で定めるもの(第4項において「点検不要広告物等」という。)については、この限りでない。

2 前項本文の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件(次項において「資格者点検義務広告物等」という。)に係るものについては、法第10条第2項第3号イに規定する者その他規則で定める資格を有する者(次項において「広告物等点検資格者」という。)に行わせなければならない。

3 第1項本文の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件(資格者点検義務広告物等を除く。)に係るものについては、広告物等点検資格者に行わせるよう努めなければならない。

4 第7条若しくは第8条第5項の許可(既に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合に限る。)、第12条第3項の規定による許可の期間の更新又は第13条第1項の許可を受けようとする者(点検不要広告物等について許可又は許可の期間の更新を受けようとする者を除く。)は、規則で定めるところにより、第1項本文の点検の結果を市長に報告しなければならない。

追加〔令和3年条例26号〕

(除却義務)

第20条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、5日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第9条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、また同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらを除却したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第21条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第13条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第13条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(勧告及び公表)

第22条 市長は、第4条から第7条まで、第10条、第19条第1項若しくは第20条第1項の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を勧告し、又は5日以上以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による事実の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(措置命令)

第23条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、同条第2項の規定により事実を公表された後において、なお正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、第4条から第7条まで、第10条、第19条第1項若しくは第20条第1項の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、その措置をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長の命じた者又は委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

第24条 法第8条第2項の規定による公示は、保管後速やかに行わなければならない。

2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 次条各号に掲げる事項を、公示の日から14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、春日部市公告式条例(平成17年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うこと。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。

3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第25条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第26条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第27条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第28条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(報告の徴収及び立入検査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第30条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者等の届出)

第31条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたとき、又は廃したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(告示)

第32条 市長は、第4条から第6条まで、第8条及び第16条から第18条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

第33条 この条例の規定による許可（許可の期間の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

(手数料の免除)

第34条 市長は、前条の規定により手数料を納付すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

- (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

第5章 雑則

(市民等との協力)

第35条 市は、市民及び関係事業者の協力を得て、広告物の表示又は掲出物件の設置の適正化に関する事業を推進することができる。

(審議会への諮問)

第36条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 市長が第4条から第6条まで、第8条及び第16条から第18条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (2) 第8条第1項第4号、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項第1号及び第3号並びに同条第6項、第11条第1項、第16条第2項、第17条第2項並びに第19条第2項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第6条まで又は第7条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第23条第1項又は第2項の規定による市長の除却すべき旨の命令に違反した者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (2) 第20条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (3) 第23条第1項又は第2項の規定による市長の命令（除却すべき旨の命令を除く。）に違反した者

第40条 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、施行日の前日において県条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（同日において県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1項の許可を受けていた広告物又は掲出物件（次項において「旧許可物件」という。）を除く。）であって、施行日以後表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、施行日から10年間（当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、第4条から第7条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に表示され、又は設置されている旧許可物件であって、施行日以後第11条第1項の許可の基準に適合しないことにより表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、施行日から10年間（当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、施行日の前日における県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1項の許可の基準を第11条第1項の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第12条第3項の規定により準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第2項中「3年」とあるのは、「3年（当該3年を経過する日が施行日から10年を経過する日を超える場合にあっては、施行日から10年を経過する日までの期間）」とする。
- 4 前項に規定するもののほか、施行日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(指定等の特例)

- 5 市長は、この条例の公布の日から施行日の前日までの間に、次に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 第4条から第6条まで及び第8条の規定による指定
 - (2) 第8条第1項第4号、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項第1号及び第3号並びに同条第6項、第11条第1項並びに第19条第2項に規定する基準を定めること。
- (春日部市手数料条例の一部改正)
- 6 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号。以下この項において「条例」という。）第8条の規定による指定及び第35条第2項の規定による確認	工事事業者指定手数料 設計審査手数料 竣（しゅん）功検査手数料 給水装置確認手数料	条例第32条第1項第1号に定める額 条例第32条第1項第2号に定める額 条例第32条第1項第3号に定める額 条例第32条第1項第4号に定める額	春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号。以下この項において「条例」という。）第8条の規定による指定及び第35条第2項の規定による確認	工事事業者指定手数料 設計審査手数料 竣（しゅん）功検査手数料 給水装置確認手数料	条例第32条第1項第1号に定める額 条例第32条第1項第2号に定める額 条例第32条第1項第3号に定める額 条例第32条第1項第4号に定める額
春日部市屋外広告物条例（平成26年条例第30号。以下この項において「条例」という。）第7条又は第8条第5項（条例第12条第3項において準用する場合及び第13条第1項の変更等の許可の場合を含む。）の規定による許可申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	条例別表に定める額			

（2）別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

（春日部市景観条例の一部改正）

7 春日部市景観条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第5条 審議会は、この条例及び春日部市屋外 広告物条例（平成26年条例第30号）によりその 職務に属するものと定められた事項を調査審議 するほか、市長の諮問に応じ、景観形成に関す る事項について調査審議する。	(所掌事務) 第5条 審議会は、この条例によりその職務に 属するものと定められた事項を調査審議するほ か、市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項 について調査審議する。

附 則（令和3年12月21日条例第26号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第33条関係）

種類		単位	金額
広告塔		1 m ²	350円
広告板		1 m ²	350円
紙製又は布製の立看板		1 個	170円
前記以外の立看板		1 個	350円
掛看板		1 個	700円
広告幕（つり下げを含む。）		1 張	350円
広告旗		1 本	350円
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告物 （はり紙及びはり札を除く。）		1 個	350円
標識利用広告物		1 個	170円
アドバルーン		1 個	1,750円
アーチ利用広告物		1 基	3,500円
はり紙		50枚	350円
はり札		10枚	350円
自動車利用広告物	広告宣伝用自動車を利用するも の	1 台	2,000円
	その他のもの	1 台	800円

備考

- 1 広告塔又は広告板で単位1 m²未満のものは、1 m²として計算する。
- 2 はり紙で単位50枚未満のものは、50枚として計算する。
- 3 はり札で単位10枚未満のものは、10枚として計算する。